

旧・外地裁判所判例の今日的意義・序論：活きている台湾高等法院・関東高等法院・朝鮮高等法院判決

七戸，克彦
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/25963>

出版情報：法政研究. 79 (3), pp.195-273, 2012-12-27. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

旧・外地裁判所判例の今日的意義・序論

—— 活きている台湾高等法院・関東高等法院・朝鮮高等法院判決

七 戸 克 彦

一 考察の対象

二 旧・外地の司法について

(一) 台湾

(二) 南樺太

(三) 関東州

(四) 朝鮮

(五) 南洋群島

三 判例引用・判例研究の「劣化」現象について

一 考察の対象

本稿の表題にいう旧「外地」とは、具体的には、第二次世界大戦の終結まで日本が統治していた①台湾・②南樺太・③関東州・④朝鮮・⑤南洋群島の五つの地域を指す。¹⁾

筆者の最終目標は、これらの地域の裁判所の下した判決の中から、今日の判例の立場の先例的意義を有する判例、あるいは今日の議論の基礎・発端となっている判例を割り出す点にある。

試みに、筆者の研究室からアクセス可能な三種類の電子データベース——①TKC法律情報データベースLEX/DB インターネット・②判例秘書アカデミック版LLI判例検索・③WESTLAW JAPAN——を用いて、上記五つの外地の裁判所（高等法院・覆審法院・地方法院など）ないしその略称（台高院・朝高院など）についてキーワード検索をかけてみると、〔図表1〕の〔F〕欄に掲記した合計七四件の判例がヒットする。

このうちの三例は、旧・外地裁判所の判例そのものがヒットしたケースであるが〔図表1〕【12】【20】【44】、残り七一件は、他の判例の当事者・検察官の主張（控訴・上告理由・趣意など）や判旨中に旧・外地裁判所の判例が引用されたものであり、同時に複数の判例が引用される場合もあることから、被引用判例の総数は六七件となる（〔図表1〕の〔A〕欄には、他の判例により引用されていない【20】【44】も含めた六九例を掲記した）。

筆者の考察の本体部分は、これらの判例により引用された旧・外地裁判所判例の先例性の有無にあるが、しかし、今となつては馴染みの薄い外地の裁判所やその判例を掲載している文献に関する前提的な説明部分だけで、与えられた紙数を大幅に超過してしまった。そこで、今回は、この考察の際に必要な前提事項のみを「序論」として掲載し、「本論」に関しては、次回（来年の退職記念号）に送ることとしたい。

〔図表1〕 旧・外地裁判所判例の引用

	(A) 裁判所・事件番号・年月日	(B) 事件名(判示事項)	(C) 公式判例集	(D) 外地の法律雑誌	(E) 内地の法律雑誌	(F) 上記判例を引用する判例	
〔1〕	釜山地方法院(民事部) 大正三年(民上)第六一八号 大正三年二月三日判決 *〔3〕原審	土地所有権確認並侵害排除請求事件(土地の崩壊と所有権並に土地と海面の境界)	—	—	法律新聞九八八号二四頁 法律評論三卷民法六三頁	東京地判昭和三年三月三〇日下民集一四卷三二五二頁(被告主張) 〔3〕	△
〔2〕	朝鮮高等法院(民事部) 大正五年(民上)第二八四号 大正五年二月二九日判決	約束手形金請求二関スル件(代理人ヲ権限ニ基キ本人名義ヲ以テ手形ノ振出行為ヲ為シタルトキハ本人振出ノ手形トシテ……)	高等法院判決録三卷四〇二頁	—	—	大判大正九年九月一八日民録二六輯一三三四頁(上告理由)	△
〔3〕	朝鮮高等法院(民事部) 大正四年(民上)第七六号 大正五年五月九日判決 *〔1〕上告審	土地所有権確認並侵害排除請求二関スル件(海面ハ私人ノ所有権ノ目的トナラズ)	高等法院判決録三卷五五五頁	—	—	東京地判昭和三年三月三〇日下民集一四卷三二五二頁(被告主張) 〔1〕 最(三)小判昭和六年二月一六日民集四〇卷七号二二六頁(上告理由)	△
〔4〕	朝鮮高等法院(民事部) 大正五年(民上)第二九三号 大正五年二月二八日判決	山地所有権確認及伐採松樺木引渡請求二関スル件(錯誤ニ基ク理由ヲ以テ自白ヲ取消スニハ錯誤ニ出テタルコトヲ証明……)	高等法院判決録三卷一〇七七頁	—	—	最(三)小判昭和二年一月二〇日裁判集民事一〇号三二二頁(上告理由)	○
〔5〕	朝鮮高等法院(連合部) 大正五年(刑上)第一五四・一五五号 大正六年五月一〇日判決	詐欺被告事件(隨意契約に依る談合入札と詐欺)	高等法院判決録四卷一〇一頁	—	法律新聞二二八六号三三頁 法律評論六卷刑法一五五頁	福岡高判昭和二年一月三〇日高刑集七卷一〇号一六一〇頁(檢察官の控訴趣意) 〔7〕〔8〕〔9〕〔36〕〔47〕	△
〔6〕	朝鮮高等法院(刑事部) 大正六年(刑上)第六五号 大正六年七月五日判決	強盗殺人及文書偽造行使詐欺等被告事件(釋明に因る旨の供述の証拠)	高等法院判決録四卷二四五頁	—	法律新聞二二八八号二八頁 法律評論六卷刑法四九頁	大判大正一〇年五月七日刑録二七輯二六七頁(上告趣意)	△
〔7〕	台湾覆審法院(第一部) 事件番号不明	詐欺被告事件(指名隨意契約と見積書・談合と最低価格)	—	—	法律新聞一三三三号一七頁	福岡高判昭和二年一月二〇日高刑集七卷一〇号一六一〇頁(弁護人の答弁) 〔5〕〔6〕〔9〕〔36〕〔47〕	×
〔8〕	台湾覆審法院(第一部) 大正六年(控刑)第一二三号 大正六年九月三日判決	詐欺被告事件(指名競争入札と最低価格・談合入札と詐欺罪の要件)	—	台法月報二卷九号一 九頁(九卷三七頁)	法律新聞一三三七号一六頁	福岡高判昭和九年一月〇日高刑集七卷一〇号一六一〇頁(弁護人の答弁) 〔5〕〔6〕〔9〕〔36〕〔47〕	×
〔9〕	台湾覆審法院(部不明) 事件番号不明 大正六年一月三〇日判決	事件名不明(詐欺被告事件?)	—	—	—	福岡高判昭和九年一月〇日高刑集七卷一〇号一六一〇頁(弁護人の答弁) 〔5〕〔6〕〔9〕〔36〕〔47〕	(×)
〔10〕	朝鮮高等法院(刑事部) 大正七年(刑上)第二九号 大正七年三月一四日判決	竊職ノ件(公務員カ賄賂ヲ收受シタリシテ取罪ニ附屬スルニハ其職務ニ関シテ賄賂シタルコトヲ要……)	高等法院判決録五卷五三頁	—	—	最(二)小判昭和三年一月二二日刑集二卷二二二号三〇二頁(上告趣意)	△
〔11〕	朝鮮高等法院(刑事部) 大正八年(刑上)第七〇七号 大正八年一月二七日判決	強盗殺人及屠獸規則違反被告事件(事実承審官と事実認定の範囲)	高等法院判決録六卷三八六頁	—	法律新聞一六四一三頁 法律評論九卷刑訴二八頁	大判大正九年三月一〇日民録二六輯二八〇頁(上告理由)	△

[23]	朝鮮高等法院(民事部) 昭和三年一月二二日判決	土地所有権移転登記抹消請求事件(民法第七〇八条ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為)	三五九頁	朝鮮司法協會雜誌八卷二頁三三頁	法律評論一八卷民法七四九頁	最(二)小判昭和二年九月二〇日判決(上告理由)	△
[22]	朝鮮高等法院(民事部) 昭和二年(民七)第五〇七号 昭和三年二月八日判決	土地所有権移転登記抹消請求事件(代位許可行使スル債權者ニ対スル契約解除)	五三頁	朝鮮司法協會雜誌七卷三頁五三頁	法律評論一七卷民法五六一頁	東京地判昭和四年一月二六日下民集一〇卷一四三頁(被告主張)	×
[21]	朝鮮高等法院(民事部) 昭和二年(上)第一号 昭和二年六月二日判決	売掛代金請求事件(外国通貨による債權額の指定)	—	—	法律評論一七卷民法八二九頁	最(三)小判昭和四年一月三〇日裁判集民事八号一八七頁(上告理由)	△
[20]	朝鮮高等法院(民事部) 大正四年(民上)第二四六号 大正四年一月九日判決	不当利得返還請求事件(国税徴収法ニ基キテノ歳入ノ性質)	三四九頁	朝鮮司法協會雜誌四卷一〇号八四頁	法律評論一四卷諸法四一七頁	LEX/DB 文獻番号 20000512	
[19]	朝鮮高等法院(民事部) 大正四年(民上)第二九号 大正四年七月二四日判決	共有物並損害賠償請求權ノ割合	二六九頁	朝鮮司法協會雜誌四卷八号五〇頁	判例体系債權總論下六七五頁	大判昭和三年二月八日民集一七卷一〇〇頁(上告理由)	△
[18]	朝鮮高等法院(民事部) 大正二年(民上)第六八号 大正二年三月二日判決	建物撤廃請求事件(共有者ノ託託事件(弁済目的物ノ供託))	三二頁	朝鮮司法協會雜誌四卷四号四七頁	法律評論一四卷民法四九八頁	最(三)小判昭和五年二月一日判時九六号三九頁・判夕四一九号八六頁(上告理由)	△
[17]	朝鮮高等法院(民事部) 大正二年(民上)第四八号 大正二年五月二五日判決	株金請求ノ件(商法第一四九条但書ニ反スル譲渡行為ト裁判断ノ判定權)	一四二頁	朝鮮司法協會雜誌一卷六号四五頁	法律評論一四卷民法四九八頁	最(三)小判昭和二年二月二五日民集五卷一三三号八二九頁(上告理由)	△
[16]	朝鮮高等法院(民事部) 大正二年(民上)第三七六号 大正二年一月一〇日判決	所有權移転登記請求ノ件(本人ノ氏名冒稱シテ為シタル代理人ノ法律行為ノ効果(他))	六二頁	朝鮮司法協會雜誌一卷一十一号六二頁	法律評論一一卷民法一〇九一頁	最(三)小判昭和三年七月二四日民集一二卷七号一〇〇五頁(上告理由)	△
[15]	朝鮮高等法院(民事部) 大正二年(民上)第三八九号 大正二年一月二一日判決	仮登記ノ効力	—	朝鮮司法協會雜誌一卷二五五頁	法律評論一一卷民事九〇頁	[33]	△
[14]	朝鮮高等法院(上告部) 大正九年(上)第五〇号 大正九年二月一六日判決	関稅法違反被告事件(関稅法ハ…: 刑事訴訟法ニ準拠シ之ヲ決セサルハカラス)	正九一・九二頁(七〇九頁)	台法月報一五卷八号六一頁(九卷五七一頁)	法律評論一一卷民事九〇頁	最(三)小判昭和三年二月一日刑集一八六頁(上告理由)	△
[13]	朝鮮高等法院(刑事部) 大正九年(控)第二八号 大正九年七月二四日判決	阿片犯・家宅侵入・恐嚇取財被告事件(阿片煙の騙取罪)	—	—	法律新聞一七三三八号一六頁	最(三)小判昭和五年四月二日刑集四卷四号五二八頁(上告理由)	×
[12]	朝鮮高等法院(特別刑事部) 大正八年(特)第二号 大正九年三月三日決定	内乱被告事件(朝鮮獨立の示威運動につき、騒擾罪を構成するも内乱罪を構成することなしとした事案)	—	—	法律新聞一六八七号三三頁	LEX/DB 文獻番号 25100310	

旧・外地裁判所判例の今日的意義・序論（七戸）

[24]	朝鮮高等法院（連合部） 昭和四年（民七）第二二二号 昭和四年（民七）第一六四号 昭和四年（民七）第一六四号 昭和四年（民七）第一六四号	損害賠償請求事件（身元保証契約ノ効力ノ限度ノ定メキキ身元保証契約ノ解釈（他）） 〔保証義務の履行請求（一定ノ取引ヨリ特免発生スルコトアルヘキ保証債務）〕	高等法院判決録 一六卷（一〇一頁）	朝鮮司法協会雑誌八卷四〇四頁	法律評論一九卷民法二〇六頁	大判昭和七年二月一六日民集二卷一〇五頁（上告理由） 大判昭和六年一月二四日法律新聞三三三九頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由）	△
[25]	朝鮮高等法院（民事部） 昭和四年（民七）第一六四号 昭和四年（民七）第一六四号	得金請求事件（親族ノ同意ヲ得サル立証責任）	高等法院判例集（昭和三年四一三〇六頁（昭和三年七一八頁） 高等法院判例集（昭和三年四一三〇六頁（昭和三年七一八頁） 高等法院判例集（昭和三年四一三〇六頁（昭和三年七一八頁） 高等法院判例集（昭和三年四一三〇六頁（昭和三年七一八頁）	朝鮮司法協会雑誌九卷五五五頁	法律評論一八卷民法一一二八頁	大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由）	○
[26]	台湾高等法院（上告部） 昭和四年（民七）第七〇七号 昭和四年（民七）第七〇七号 昭和四年（民七）第七〇七号 昭和四年（民七）第七〇七号	土地所有権移転登記請求事件（共有者ノ共有物充實ト共有者ノ一人ノ取消ノ効果）	高等法院判例集（昭和三年四一三〇六頁（昭和三年七一八頁） 高等法院判例集（昭和三年四一三〇六頁（昭和三年七一八頁） 高等法院判例集（昭和三年四一三〇六頁（昭和三年七一八頁） 高等法院判例集（昭和三年四一三〇六頁（昭和三年七一八頁）	司法協会雑誌九卷一〇二二頁	法律評論一九卷民法三三五頁	大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由）	△
[27]	朝鮮高等法院（民事部） 昭和五年（民七）第二二二号 昭和五年（民七）第二二二号 昭和五年（民七）第二二二号 昭和五年（民七）第二二二号	上告状却下決定ニ対スル抗告事件（一般ノ休日）	高等法院判決録 七卷四二二頁	司法協会雑誌九卷一〇二二頁	法律評論一九卷民法三三五頁	大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由）	△
[28]	朝鮮高等法院（民事部） 昭和五年（民七）第二二二号 昭和五年（民七）第二二二号 昭和五年（民七）第二二二号 昭和五年（民七）第二二二号	土地所有権移転登記手続履行請求事件（裁判ト自白）	高等法院判決録 七卷六〇六頁	司法協会雑誌九卷一〇二二頁	法律評論一九卷民法三三五頁	大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由） 大判昭和二年五月二八日民集一六卷九〇三頁（上告理由）	△
[29]	台湾高等法院（上告部） 昭和四年（上抗）第四号 昭和五年（民七）第二二二号 昭和五年（民七）第二二二号 昭和五年（民七）第二二二号	執行文付与ニ対スル異議申立請求事件（強制執行ノ債務名義トナリ得ル公正証書面ノ請求權）	高等法院判例集（昭和五年一五一頁（五卷一五一頁） 高等法院判例集（昭和五年一五一頁（五卷一五一頁） 高等法院判例集（昭和五年一五一頁（五卷一五一頁） 高等法院判例集（昭和五年一五一頁（五卷一五一頁）	台法月報（四卷四四一頁） 台法月報（四卷四四一頁） 台法月報（四卷四四一頁） 台法月報（四卷四四一頁）	法律評論一九卷民法二五〇頁	大判昭和四年五月二四日下民集二卷五八八頁（抗告理由） 大判昭和四年五月二四日下民集二卷五八八頁（抗告理由） 大判昭和四年五月二四日下民集二卷五八八頁（抗告理由） 大判昭和四年五月二四日下民集二卷五八八頁（抗告理由）	×
[30]	朝鮮高等法院（刑事部） 事件番号不明 昭和五年七月八日判決 昭和五年七月八日判決 昭和五年七月八日判決 昭和五年七月八日判決	横領被告事件（賭博資金ノ不法取得ト横領罪）	高等法院判決録 七卷一七二頁	司法協会雑誌九卷一〇二二頁	法律評論一九卷民法二五〇頁	大判昭和四年五月二四日下民集二卷五八八頁（抗告理由） 大判昭和四年五月二四日下民集二卷五八八頁（抗告理由） 大判昭和四年五月二四日下民集二卷五八八頁（抗告理由） 大判昭和四年五月二四日下民集二卷五八八頁（抗告理由）	×
[31]	朝鮮高等法院（民事部） 昭和五年（民七）第三二二号 昭和五年（民七）第三二二号 昭和五年（民七）第三二二号 昭和五年（民七）第三二二号	養子縁組無効確認請求事件（縁組無効ノ訴ニ於ケル未成年者ノ法定代理人）	高等法院判決録 八卷三〇三頁	司法協会雑誌一〇卷二二二頁	法律評論二〇卷民法三三三頁	大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由） 大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由） 大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由） 大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由）	△
[32]	朝鮮高等法院（民事部） 昭和五年（民七）第三二二号 昭和五年（民七）第三二二号 昭和五年（民七）第三二二号 昭和五年（民七）第三二二号	土地所有権移転登記抹消請求事件（仮処分ノ効力）	高等法院判決録 八卷三〇三頁	司法協会雑誌一〇卷二二二頁	法律評論二〇卷民法三三三頁	大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由） 大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由） 大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由） 大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由）	△
[33]	朝鮮高等法院（民事部） 昭和五年（民七）第三二二号 昭和五年（民七）第三二二号 昭和五年（民七）第三二二号 昭和五年（民七）第三二二号	損害賠償請求事件（不法行為ノ上ノ債権ノ消滅時効ノ起算点）	高等法院判決録 八卷二八九頁	司法協会雑誌一〇卷二二二頁	法律評論二〇卷民法三三三頁	大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由） 大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由） 大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由） 大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由）	△
[34]	朝鮮高等法院（刑事部） 昭和六年（刑七）第一〇二二号 昭和六年（刑七）第一〇二二号 昭和六年（刑七）第一〇二二号 昭和六年（刑七）第一〇二二号	関税法違反被告事件（清算人ノ続任シムヘキ現務ト会社ノ犯罪）	高等法院判決録 八卷三二五頁	司法協会雑誌一〇卷九四九頁	法律評論二〇卷民法三三三頁	大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由） 大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由） 大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由） 大判昭和三年九月七日裁判集民事六二九三三頁（上告理由）	△
[35]	朝鮮高等法院（連合部・刑事部） 昭和五年（刑七）第一七五・七・八号 昭和五年（刑七）第一七五・七・八号 昭和五年（刑七）第一七五・七・八号 昭和五年（刑七）第一七五・七・八号	瀆職詐欺被告事件（談合入札ト詐欺罪ノ構成要件及違法阻却事由）	高等法院判例集（昭和五年一六一六三〇頁（五卷六六四頁）	台法月報（二卷八四四頁）	法律評論二二卷民法五四七頁	最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由）	△
[36]	台湾高等法院（上告部） 昭和六年（上民）第二九四号 昭和六年（上民）第二九四号 昭和六年（上民）第二九四号 昭和六年（上民）第二九四号	損害賠償請求事件（心神喪失者ノ監督義務者）	高等法院判例集（昭和五年一六一六三〇頁（五卷六六四頁）	台法月報（二卷八四四頁）	法律評論二二卷民法五四七頁	最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由）	△
[37]	開東高等法院（上告部） 昭和七年（上）第二一六号 昭和七年（上）第二一六号 昭和七年（上）第二一六号 昭和七年（上）第二一六号	恐喝被告事件（部属ノ威嚇ニ失墜セザル行為であるを理由に減輕を認めず）	高等法院判例集（昭和五年一六一六三〇頁（五卷六六四頁）	台法月報（二卷八四四頁）	法律評論二二卷民法五四七頁	最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由）	△
[38]	開東高等法院（上告部） 昭和七年（上）第二一六号 昭和七年（上）第二一六号 昭和七年（上）第二一六号 昭和七年（上）第二一六号	恐喝被告事件（部属ノ威嚇ニ失墜セザル行為であるを理由に減輕を認めず）	高等法院判例集（昭和五年一六一六三〇頁（五卷六六四頁）	台法月報（二卷八四四頁）	法律評論二二卷民法五四七頁	最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由）	△
[39]	開東高等法院（上告部） 昭和七年（上）第一一五号 昭和七年（上）第一一五号 昭和七年（上）第一一五号 昭和七年（上）第一一五号	論束手形金請求訴訟事件（弁論主義）	高等法院判例集（昭和五年一六一六三〇頁（五卷六六四頁）	台法月報（二卷八四四頁）	法律評論二二卷民法五四七頁	最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由） 最（二）小判昭和二年五月二九日刑集七卷五〇一頁（上告理由）	△

[40]	朝鮮高等法院(民事部) 昭和八年(民上)第二四七・二四八号 昭和八年七月一八日判決	婚姻無効請求事件(許害訴訟) ト参加人ノ選任	高等法院判決録○卷三〇八頁	司法協會雜誌二卷一 号二〇九頁	法律評論三卷民訴五一二頁	大判昭和九年八月七日民集二卷一五五 九頁(上告理由)	△
[41]	朝鮮高等法院(民事部) 昭和九年(民抗)第二号 昭和九年六月一日決定	訴訟参加申出部下決定ニ対スル再抗告事件(夫ヲ補助スルメノ妻多参加)	高等法院判決録二卷一九七頁	司法協會雜誌二卷三三八 号一三九頁	法律評論三卷民訴五二四頁	名古屋高決昭和四年九月〇日高民集 二卷四四四〇頁(抗告理由)	○
[42]	朝鮮高等法院(民事部) 昭和九年(民抗)第三号 昭和九年二月七日決定	競売開始決定ニ対スル再抗告事件(競売代金ノ不交付ト拒当權ノ消滅)	高等法院判決録二卷四五九頁	司法協會雜誌二卷四卷二 号四六一頁	法律評論二四卷諸法三三三頁	大判昭和十四年二月二八日民集一八卷 二四七頁(上告理由)	△
[43]	朝鮮高等法院(民事部) 昭和九年(民上)第八五七三・六三九号 昭和九年二月八日判決	財産管理權喪失事件(破産ノ宣告ト管理權ノ喪失)	高等法院判決録三卷五頁	司法協會雜誌二卷四卷二 号二二五頁	法律評論二四卷民法二七四頁	東京高決平成元年九月一七日家裁月報四 三卷二号一四〇頁(抗告理由)	○
[44]	朝鮮高等法院(民事部) 昭和一〇年(民上)第四号 昭和一〇年四月九日判決	土地所有權移転登記抹消手續請求事件(所有權移転ノ手続記アル不動産ニ対スル滞納処分ノ効果)	高等法院判決録三卷一一〇頁	司法協會雜誌二卷四卷六 号二一〇頁	法律評論二四卷諸法七〇四頁	LEX/DB 文獻番号 20000308	
[45]	朝鮮高等法院(民事部) 昭和一〇年(民上)第三号 昭和一〇年五月三日判決	約束手形金請求事件(妻ノ法律行為ト立証責任)	高等法院判決録三卷二一九頁	司法協會雜誌二卷四卷六 号二一九頁	法律評論二四卷民法六一九頁	大判昭和二年二月二〇日民集一六卷 一六三五頁(上告理由) [47]	○
[46]	朝鮮高等法院(民事部) 昭和一〇年(民抗)第一号 昭和一〇年九月三〇日決定	抗告却下決定ニ対スル抗告事件(朝鮮民事令第四四条ニ所謂控訴ニ因リテ受クヘキ利益ノ価格)	高等法院判決録二卷四四九頁	司法協會雜誌二卷四卷一 号二四四一六頁	法律評論二五卷諸法三八〇頁	大阪高決平成五年八月九日判夕八三四号 二二八頁(抗告理由)	○
[47]	朝鮮高等法院(刑事部) 昭和一〇年(刑上)第四八五二号 昭和一〇年一月一七日判決	詐欺被告事件ノ競争入札ニ於ケル談合事件ノ違法	高等法院判決録三卷四四九頁	司法協會雜誌二卷五卷六 号一五五頁	法律評論二五卷刑法三三六頁	福岡高判昭和二年一月三〇日高刑集 七卷一〇号一六〇頁(弁護人の答弁) [e] [e] [e] [36]	×
[48]	台湾高等法院(上告部) 昭和一〇年(上民)第三二六号 昭和一年四月四日判決	貸金請求事件ノ親權者英母ノ法定代理權ニ關スル制限ト其ノ違反	高等法院上告部判例集 昭和一〇・一一・一二 一四頁(七卷二二二 頁)	台法月報三〇卷六号五 九頁(二二卷五二七 頁)	法律新聞四〇三〇号七頁	大判昭和二年二月二〇日民集一六卷一六 三頁(上告理由) [45]	○
[49]	台湾高等法院(上告部) 昭和一〇年(上民)第二八号 昭和一年六月六日判決	損害賠償請求事件(判官ノ更迭ト判決資料)	高等法院上告部判例集 昭和一〇・一一・一二 一七四頁(七卷一九二 頁)	台法月報三〇卷二二 六六頁(二二卷五八八 頁)	法律新聞四〇三〇号一八頁	最(三)小判昭和三年四月二日民集 一〇卷四三三八頁(上告理由)	△
[50]	台湾高等法院(上告部) 昭和一〇年(上民)第五三二号 昭和一年六月六日判決	土地所有權確認並に損害賠償請求事件(追完ノ許ス訴訟代理權欠缺ノ一例)	高等法院上告部判例集 昭和一〇・一一・一二 一七七頁(七卷一九五 頁)	台法月報三〇卷二二 六八頁(二二卷五九〇 頁)	法律新聞四〇三四号九頁	東京地判昭和二年三月三〇日下民集五 卷一号一〇二頁(被告主張)	△
[51]	台湾高等法院(上告部) 昭和一年(上民)第七三二号 昭和一年六月三日判決	質料請求事件(民法第二五二条ニ所謂管理ノ意義)	高等法院上告部判例集 昭和一〇・一一・一二 一八〇頁(七卷一九八 頁)	台法月報三〇卷二二 七〇頁(二二卷五九二 頁)	法律新聞四〇三四号九頁	最(三)小判昭和四年二月二二日家 裁月報一九卷四号五三頁(上告理由)	×
					法律評論二五卷民法五九二頁	最(一)小判昭和四年四月二七日民集 二二卷三三七四頁(上告理由)	×
					判例体系八卷・四・四五頁	最(二)小判昭和六年五月〇日家裁 月報四〇卷九号五七頁(上告理由)	×

旧・外地裁判所判例の今日的意義・序論（七戸）

[63]	朝鮮高等法院（刑事部） 昭和十六年二月二三日判決	朝鮮産金令違反被告事件（含外ニ於テ租金銀地金買入行爲）	高等法院判決録二八卷二八〇頁	司法協會雜誌二卷二二九頁	法律新聞四二六号二頁 法律評論二九卷民法六〇四頁	字部官地判昭和三年一月九日刑集一四卷一號一四九〇頁（判旨）	○
[62]	台灣高等法院（上告部） 昭和十五年八月二日判決	土地分劃請求事件（民法第二五四条同法第七七条トノ關係）	—	—	法律新聞四二六号二頁 法律評論二九卷民法六〇四頁	最（三）小判昭和四年一月二六日民集三卷一號一五五〇頁（上告理由）	○
[61]	朝鮮高等法院（民事部） 昭和十四年九月五日判決	強制執行業續再審事件（総合証言ト再審事也）	高等法院判決録二六卷三三五頁	司法協會雜誌一九卷二九一頁	法律評論二九卷民法七九頁	最（三）小判昭和四年一月九日裁判集民事七七号三九頁（上告理由）	△
[60]	朝鮮高等法院（民事部） 昭和十三年八月二日判決	貸金請求事件（所謂擬制自白ノ効力）	—	—	法律新聞四一九三号一頁 法律評論二七卷民法五〇七頁	最（三）小判昭和四年七月八日裁判集民事七九号七一頁（上告理由）	○
[59]	台灣高等法院（上告部） 昭和十三年三月五日判決	損害賠償請求事件（不法行為ニ因ル損害賠償請求權消滅一因アル事ノ時効起算點）	—	—	法律新聞四一九三号一頁 法律評論二七卷民法五〇七頁	最（三）小判昭和四年二月一六日裁判集民事一〇四号一四一頁（上告理由）	△
[58]	台灣高等法院（上告部） 昭和十三年三月〇日判決	姪給子ニ對スル惡意ノ遺棄	—	—	法律新聞四一九三号一頁 法律評論二七卷民法五〇七頁	最（二）小判昭和五年六月三日民集四卷六号二四三頁（上告理由）	△
[57]	朝鮮高等法院（民事部） 昭和二年八月二日判決	離婚無効確認等請求事件（入事訴訟法第七ノ解釈）	高等法院判決録二五卷六六頁	司法協會雜誌一七卷四一八頁	法律評論二七卷民法五〇七頁	×	
[56]	朝鮮高等法院（民事部） 昭和二年一月二二日判決	債權確認請求事件（無償通行權ト被通行地ノ特定承継人）	高等法院判決録二四卷三七七頁	司法協會雜誌一六卷一二二頁 四五頁	法律評論二七卷民法一一二頁	×	
[55]	台灣高等法院（上告部） 昭和二年二月三日判決	売掛金請求事件（民事訴訟法第四二条ニ所謂証拠トナリタルノ意義）	高等法院上告部判例集昭和一〇一・一一二頁 三二一頁（七卷三三九頁）	台法月報三卷六号二八頁（二卷七〇八頁）	法律新聞四一〇二号一六頁 法律評論二六卷民法四〇四頁	×	
[54]	台灣高等法院（上告部） 昭和一年十二月三日判決	建物所有權保存登記ノ抹消其他及建物先買權登記抹消請求事件（同一建物ニ關スル前後二個ノ保存登記ノ効力）	高等法院上告部判例集昭和一〇一・一一二頁 三〇二頁（七卷三三九頁）	台法月報三卷六号二八頁（二卷七〇八頁）	法律新聞四一〇六号五頁	×	
[53]	台灣高等法院（上告部） 昭和二年二月三日判決	債權不存在確認及抵当權設定登記抹消登記手續請求事件（自己ノ不法行為ヲ主張スル登記抹消請求）	高等法院上告部判例集昭和一〇一・一一二頁 二九五頁（七卷三三三頁）	台法月報三卷五号五七頁（二卷六九五頁）	法律新聞四一〇三号一六頁 判例体系民法總則下一〇九四ノ一頁	△	
[52]	朝鮮高等法院（民事部） 昭和二年一月二七日判決	土地引渡請求事件（取得時効ノ要件タル占有ノ起算點）	高等法院判決録三卷七五頁	司法協會雜誌一六卷二九〇九頁	法律評論二六卷民法二八一頁	大判昭和四年七月一九日民集一八卷八五六頁（上告理由） 大判昭和七年二月六日民集二卷二八四頁（上告理由） 長野伊那支判昭和三年二月五日下民集八卷一七五頁（被申立人ノ抗弁）	○

<p>〔64〕 朝鮮高等法院（刑事部） 昭和十六年（刑上）第一二二号 昭和十六年二月二十六日判決</p>	<p>国家總動員法（價格等統制令）違反被告事件（經濟統制法規ノ錯誤ト犯意ノ阻却）</p>	<p>高等法院判決録一八卷二八九頁</p>	<p>司法協會雜誌二卷一 号一三八頁</p>	<p>法律評論三卷刑法七一頁</p>	<p>福岡高判昭和十六年一月一六日高刑集四卷一六頁（控訴趣意） 最（三）小、判昭和十六年四月一〇日裁判集刑事四三三五二三頁（上告趣意） 〔66〕 最（一）小、判昭和十六年九月一四日民集二卷七号一七九頁（上告理由） 最（二）小、判昭和十六年四月一〇日裁判集刑事四三三五二三頁（上告趣意） 最（三）小、判昭和十六年四月一〇日裁判集刑事四三三五二三頁（上告趣意） 最（一）小、判昭和十六年四月二六日刑集五卷五号九三九頁（上告趣意） 東京高判昭和十七年二月六日高刑集五卷一三三二六四五頁（控訴趣意） 名古屋高金沢支判昭和十八年一月二日高刑集六卷二二号一六七頁（控訴趣意） 最（一）小、判昭和三年五月一七日刑集一〇卷五号六八五頁（上告趣意）</p>
<p>〔65〕 朝鮮高等法院（民事部） 昭和十六年（民上）第五九六号 昭和十七年四月二十八日判決</p>	<p>不当利得返還請求事件（無効ノ売買契約ノ買主ノ留置權）</p>	<p>高等法院判決録二九卷七八頁</p>	<p>司法協會雜誌二卷六 号一一五頁</p>	<p>法律評論三卷民法二九八頁</p>	<p>最（一）小、判昭和三年五月一七日刑集一〇卷五号六八五頁（上告趣意） 最（二）小、判昭和十七年八月二九日裁判集刑事六七号二二五頁（判旨） 最（二）小、判昭和十七年二月二六日刑集六卷一三二二七頁（被告人の判決訂正申立補充書）</p>
<p>〔66〕 台湾高等法院（上告部） 昭和十七年（上刑）第二三二号 昭和十七年八月二六日判決</p>	<p>国家總動員法違反價格等統制令違反被告事件（犯意ト違法ノ認識）</p>	<p>—</p>	<p>台法月報三七卷二号一 七頁（二卷五七五 頁）</p>	<p>法律新聞四八〇三号六頁 法律評論三卷刑法一三八頁</p>	<p>△</p>
<p>〔67〕 台湾高等法院（部不明） 事件番号不明・裁判年月日不明</p>					<p>△</p>
<p>〔68〕 台湾高等法院（上告部） 事件番号不明・裁判年月日不明</p>					<p>△</p>
<p>〔69〕 朝鮮高等法院（刑事部） 事件番号不明・裁判年月日不明</p>					<p>△</p>

二 旧・外地の司法について

〔図表1〕〔A〕欄に掲げた旧・外地裁判所の判例の内訳は、朝鮮が四三例（高等法院四二例・地方法院一例）、台湾が二二例（高等法院一八例・覆審法院三例）、関東州が五例（すべて高等法院）で、南樺太と南洋群島の裁判所の判例は、引用されていない。この偏りは、いかなる理由に基づくものか。

この点に関する仮説の第一は、そもそも裁判所の取り扱う事件数が、朝鮮や台湾では多く、樺太や南洋群島では少ないから、というものであるが、では、なぜ裁判件数が朝鮮や台湾では多く、樺太や南洋群島では少ないのか、と問われた場合、この問いに対する答えは、人口の多寡のみに求められるであろうか。

一方、〔図表1〕〔F〕欄に掲記した引用判例においては、〔A〕欄の旧・外地裁判所判例の裁判年月日や事件番号あるいは出典に関する記載が不明瞭なものが非常に多く、その特定に苦勞する。〔C〕〔D〕〔E〕欄のうち網掛けを施したものは、〔F〕欄の判例では挙示されていない文献につき、筆者が補充したものであるが、〔2〕〔3〕〔10〕のように、当事者が判例集の頁を具体的に挙示しているケースはむしろ少数で、〔1〕〔4〕〔5〕〔6〕〔7〕〔8〕〔9〕のように、出典がまったく挙示されていないケースや（なお、〔9〕に関しては、結局判例を特定することができなかった。そもそもその判決年月日の記載が誤記である可能性が高い）、あるいは〔11〕のように、公式の判例集が存在しているにもかかわらず（朝鮮総督府高等法院（書記課）編纂の『朝鮮』高等法院（民事・刑事）判決録』……内地の裁判所における大審院の『民録』『刑録』、『民集』『刑集』に相当する）、内地の法律雑誌（法律新聞）なお、法律評論に関しては、筆者が追加したもので、〔F〕欄の判例では挙示されていない。他の判例に関しても、同様に筆者が追加・補充を行った個所があることをお断りしておく）のみが引用されている場合も少なくない。これは、外地の判例集に対するアクセス可能性が影響している。すなわち、〔F〕欄の判例の当事者（訴訟代理人弁護士……なお、本件は民事事件（損害賠

償請求事件)の上告理由中に刑事事件である【11】が引用されたものである)は、内地の法律雑誌(ここでは法律新聞)を通じて当時の最新判例であった【11】の存在を知ったのであり、外地で刊行されている公式判例集(ここでは朝鮮高等法院判決録)については、おそらく目を通す機会はなかったであろう。

それゆえ、なぜ【図表1】(A)欄の旧・外地裁判所判例について、朝鮮・台湾が多く、樺太・南洋群島の判例が存在しないかに関する第二の仮説としては、【図表1】(C)の外地の公式判例集あるいは(D)の外地の法律雑誌にアクセスしやすい場合には参照数が多く、アクセスしにくい(あるいはそもそも公式判例集や法律雑誌が刊行されていないケースもある)外地の判例については引用がない、一方、(E)内地の法律雑誌に掲載されやすい外地の裁判例については引用数が多く、掲載される機会のない外地については参照がない、という推測が成り立ちそうである。

なお、(E)内地の法律雑誌が、いかなるチャンネル・コネクションを用いて(内地・外地を問わず)判例を入手しているかに関しては、本頁下部に転記した「法律新聞」の「謹告」によれば、大審院および東京控訴院からは「判例」として掲載するよう資料が提供されてきているほか、読者である法曹からの任意の情報提供に依存していたことが知られる。⁽²⁾したがって、外地の裁判例に関しても、当地の法曹(個人あるいは団体)が積極的に内地の法律雑誌に判例情報を提供すれば、それが内地の読者法曹の目に触れ、先例として引用される機会も増える。

ところで、外地の法曹団体に關しては、内地の「法曹会」に相応する団体として、「朝鮮司法協会」の存在は知られており、法曹会の「法曹記事」↓「法曹会雑誌」(↓「法曹時報」)に相応する機関誌である「朝鮮司法協会雑誌」↓「司法協会雑誌」については、

判例に付き謹告

本誌判例欄には大審院にて判例として指定せられたるもの及び東京控訴院より判例として下附ありたるものは勿論苟も有益なりと思惟する判例を登載し尚全国控訴院、地方、区裁判所に亘り好個の判例を網羅せんことを期し居り候へば汎く法曹諸氏の御寄贈を仰ぎ度且つ御投稿の際は判決の年度番号及び言渡年月日必ず御記入被下候様願上候

法律新聞社

朝鮮の公式判例集である『高等法院判決録』よりも、むしろ著名な存在といえよう。しかしながら、外地において、どのような法曹団体が存在しており（あるいは存在しておらず）、どのような機関誌が発行されているか（あるいは発行されていないか）、当地固有の公式判例集や法律雑誌が存在しているか（存在していないか）に関しては、朝鮮と台湾以外はほとんど知られていない。

さらにいえば、「地方法院」「覆審法院」「高等法院」といった外地の裁判機構に関しても、一般に周知の事柄とはいがたく、——たとえば台湾と朝鮮の裁判制度は、広汎な委任立法権限を有する台湾総督・朝鮮総督の命令（台湾の場合には「律令」、朝鮮の場合には「制令」という）によって整備されたものであり、それゆえ、台湾・朝鮮の裁判所は、大日本帝国憲法五七条二項（「裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ定ム」）に基づいて（「裁判所構成法の手続に則つて」）設置された通常裁判所でもなければ、六〇条（「特別裁判所ノ管轄ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」）にいう特別裁判所でもない。そもそも外地に関しては帝国憲法の適用はなく（外地にも憲法の効力が及ぶとなれば、外地人にも内地人とまったく同一の選挙権・被選挙権・納税義務等を認めなければならなくなる）、したがって、外地の統治は、帝国憲法に基づくものではなくして、天皇大権の自由なる発動によるものである、というのが当時の政府見解であった——、そのような性格を有する外地の裁判所の下した判決に先例的拘束性はあるのか（今日の訴訟において旧・外地裁判所の判例を先例として挙示することに意味はあるのか）については、ほとんど検討がなされていないように思われる。

しかしながら、本稿で、右に述べたような司法制度の構造を左右するところの外地の統治機構の全体像とその問題点にまで立ち入る余裕はない。そこで、以下では、以降で行う各外地に関する個別的説明に関する参考資料として、五つの外地の統治機構の変化を並列的に記載した年表を掲げておく。

<p>三・一 溥に即位</p> <p>二・二六 対滿事務局官制 (勅令三四七)</p> <p>二・二六 外務省官制中改 正ノ件(勅令三五〇)</p> <p>二・二六 拓務省官制中改 正ノ件(勅令三五三)</p> <p>二・二九 アメリカに対し 軍縮条約の海 独破棄を通告</p>	<p>六・三〇 台湾總督府官制 中改正ノ件(勅 令二〇六)</p>	<p>六・二 樺太庁官制中改 正ノ件(勅令一 五二)</p>	<p>四・二八 関東裁判令中 改正ノ件(勅令 一〇七)</p> <p>二・二六 関東局官制中改 正ノ件(勅令三 四八)……関東局 官制に表題変更</p> <p>二・二六 関東都督府法院 判官及檢察官任 用令中改正ノ件 (勅令三三三)</p> <p>二・二六 関東裁判令中 改正ノ件(勅令 三九九)</p> <p>二・二六 改正ノ際シ憲兵 令其他ノ勅令 中改正等ノ件 (勅令三五五)</p> <p>六九条(関東州 裁判事務取扱令 中改正)</p>	<p>四・三〇 朝鮮民事令中改 正ノ件(勅令一 四)</p>	<p>六・二 南洋庁官制中改 正ノ件(勅令一 五三)</p>
<p>四・一三 拓務省官制中改 正ノ件(勅令七 九)</p> <p>八・二二 国体明確聲明</p>	<p>七・二七 台湾總督府官制 中改正ノ件(勅 令二〇一)</p> <p>一〇・二 台湾弁護士規則 改正ノ件(律令 七三)……台湾弁 護士令に名称変 更</p>	<p>六・二二 樺太庁官制中改 正ノ件(勅令一 六五)</p>	<p>七・二六 関東局官制中改 正ノ件(勅令二 四)</p>	<p>五・二八 朝鮮刑事令中改 正ノ件(勅令 八)</p> <p>七・二六 朝鮮總督府官制 中改正ノ件(勅 令二二)</p> <p>八・二 朝鮮民事令中改 正ノ件(勅令一 〇)</p>	<p>五・二四 南洋庁官制中改 正ノ件(勅令一 四〇)</p>
<p>二・二六 二・二六事件 五・九 拓務省官制中改 正ノ件(勅令一 五二)</p> <p>七・二五 拓務省官制中改 正ノ件(勅令二 二〇)</p> <p>一一・二五 日独防共協定</p> <p>一一・三五 ワシントン海軍 軍縮条約失効</p>	<p>九・二四 台湾總督府官制 中改正ノ件(勅 令三四二)</p>	<p>二・二七 樺太庁官制中改 正ノ件(勅令四 三九)</p>	<p>二・二六 関東州弁護士令 (勅令一〇)</p> <p>七・一 関東局官制中改 正ノ件(勅令一 四六)</p> <p>九・二四 関東局官制中改 正ノ件(勅令三 四四)</p> <p>九・二四 関東州裁判令中 改正ノ件(勅令 三四八)</p>	<p>四・一七 朝鮮弁護士令 (勅令四)</p> <p>九・二四 朝鮮總督府官制 中改正ノ件(勅 令三三七)</p> <p>一一・二八 朝鮮民事令中改 正ノ件(勅令一 七)</p>	<p>二・一七 南洋庁官制中改 正ノ件(勅令四 四二)</p>

旧・外地裁判所判例の今日的意義・序論（七戸）

<p>昭和二年 (一九三八年)</p>	<p>昭和二年 (一九三七年)</p>
<p>一・二八 第一次上海事変 中国人による日本人托鉢僧襲撃から武力衝突に発展</p> <p>六・二三 拓務省官制中改正ノ件(勅令二七二)</p> <p>七・二七 盧溝橋事件 第二次上海事変 日中全面戦争(支那事变)に発展</p> <p>九・三三 第二次国共合作</p> <p>一一・二三 日本軍、南京占領(南京事件)</p>	<p>四・二四 台湾総督府官制中改正ノ件(勅令一四四)</p> <p>九・二九 台湾総督府官制中改正ノ件(勅令五三九)</p> <p>一一・四 台湾総督府官制中改正ノ件(勅令六三九)</p>
<p>一・二六 第一次近衛声明 日滿司法事務共助法(法律二六)</p> <p>四・一 國家總動員法(法律五五)</p> <p>一一・三 第二次近衛声明</p> <p>一一・三六 興亜院官制勅令七五八</p> <p>一一・二六 興亜院連絡部官制(勅令七五九)</p> <p>一一・二六 拓務省官制中改正ノ件(勅令七六二)</p> <p>一一・三三 第三次近衛声明</p>	<p>三・一七 裁判所設置法律 又九法律に依り裁判所を設置</p> <p>七・六 樺太庁官制中改正ノ件(勅令八四)</p>
<p>八・四 台湾総督府官制中改正ノ件(勅令五五四)</p>	<p>一一・四 樺太庁官制中改正ノ件(勅令六四二)</p>
<p>七・一 関東州裁判令中改正ノ件(勅令一〇)</p> <p>四・二七 関東州裁判事務取扱令中改正ノ件(勅令二九)</p> <p>五・二四 関東州官制中改正ノ件(勅令三六二)</p> <p>七・一三 関東州裁判事務取扱令中改正ノ件(勅令五〇五)</p> <p>一一・二八 関東局官制中改正ノ件(勅令七九二)</p>	<p>四・一〇 関東局官制中改正ノ件(勅令一〇七)</p> <p>七・二二 関東局官制中改正ノ件(勅令三七七)</p> <p>一一・二七 関東州裁判令中改正ノ件(勅令三六七)</p> <p>一一・二六 関東州裁判事務取扱令中改正ノ件(勅令五七九)</p> <p>一一・四 関東局官制中改正ノ件(勅令六一四)</p> <p>一一・一 関東局官制中改正ノ件(勅令六八二)</p> <p>一一・一八 帝国内閣ノ於ケル治外法權ヲ撤廃及南滿州鐵道附屬地行政權ヲ移譲ニ際シ職員設置制其ノ他ノ勅令中改正ノ件(勅令八五八)</p> <p>一一・一八 帝国内閣ノ於ケル治外法權ヲ撤廃及南滿州鐵道附屬地行政權ヲ移譲ニ際シ職員設置制其ノ他ノ勅令中改正ノ件(勅令八五八)</p> <p>一一・一八 帝国内閣ノ於ケル治外法權ヲ撤廃及南滿州鐵道附屬地行政權ヲ移譲ニ際シ職員設置制其ノ他ノ勅令中改正ノ件(勅令八五八)</p> <p>一一・一八 帝国内閣ノ於ケル治外法權ヲ撤廃及南滿州鐵道附屬地行政權ヲ移譲ニ際シ職員設置制其ノ他ノ勅令中改正ノ件(勅令八五八)</p>
<p>四・二八 朝鮮民事令中改正ノ件(勅令一七)</p> <p>四・二八 朝鮮刑事令中改正ノ件(勅令一八)</p> <p>五・三一 朝鮮民事令中改正ノ件(勅令二一)</p> <p>七・一四 朝鮮刑事令中改正ノ件(勅令二五)</p> <p>七・二七 朝鮮総督府官制中改正ノ件(勅令五二八)</p>	<p>一一・一八 朝鮮総督府官制中改正ノ件(勅令六五九)</p> <p>一一・二八 朝鮮総督府官制中改正ノ件(勅令八二六)</p> <p>一一・二八 朝鮮総督府官制中改正ノ件(勅令八二六)</p> <p>一一・二八 朝鮮総督府官制中改正ノ件(勅令八二六)</p>
<p>四・二七 南洋群島裁判事務取扱令中改正ノ件(勅令二九)</p> <p>六・一 南洋群島裁判事務取扱令中改正ノ件(勅令三九五)</p> <p>七・一三 南洋庁官制中改正ノ件(勅令五〇三)</p>	<p>五・三二 南洋群島裁判令中改正ノ件(勅令二二二)</p> <p>八・四 南洋庁官制中改正ノ件(勅令三八七)</p>

<p>昭和四四年 (一九四九)</p> <p>五・八 閩東州及南洋群島ニ於テ治安維持法ニ依ルノ件(勅令一七六)</p> <p>五・二 ノモンハン事件(九・二八)</p> <p>五・二七 拓務省官制中改正ノ件(勅令三五)</p> <p>九・一 第二次世界大戦勃発</p> <p>一一・二三 滿州開拓政策決定</p>	<p>四・二七 台湾總督府官制中改正ノ件(勅令二五九)</p> <p>七・一 台湾總督府官制中改正ノ件(勅令四二)</p>	<p>四・二七 樺太庁官制中改正ノ件(勅令二六)</p> <p>一〇・一九 樺太庁官制中改正ノ件(勅令七四)</p>	<p>四・一九 閩東局官制中改正ノ件(勅令二一三)</p> <p>四・二四 閩東局官制中改正ノ件(勅令二五)</p> <p>四・二六 閩東州裁判事務(勅令二五〇)</p> <p>八・一九 閩東局官制中改正ノ件(勅令五二)</p> <p>一一・二三 閩東局官制中改正ノ件(勅令八五)</p> <p>一一・二八 閩東州裁判事務(勅令八七)</p>	<p>六・二八 朝鮮總督府官制中改正ノ件(勅令四一七)</p> <p>八・三 朝鮮總督府官制中改正ノ件(勅令五三三)</p> <p>八・三〇 朝鮮民事令中改正ノ件(勅令一八九)</p> <p>一一・二〇 朝鮮民事令中改正ノ件(勅令一九七)</p> <p>一一・一八 朝鮮總督府官制中改正ノ件(勅令七七六)</p>	<p>七・二九 南洋庁官制中改正ノ件(勅令五〇八)</p> <p>一一・二七 南洋群島裁判事務取扱令中改正ノ件(勅令八七二)</p>
<p>昭和四五年 (一九四〇)</p> <p>九・二七 日独伊三國同盟</p> <p>一一・二三 拓務省官制中改正ノ件(勅令七六〇)</p>	<p>一・八 台湾總督府官制中改正ノ件(勅令二)</p> <p>三・六 台湾總督府官制中改正ノ件(勅令八四)</p> <p>一一・六 台湾總督府官制中改正ノ件(勅令七三四)</p>	<p>三・二七 樺太庁官制中改正ノ件(勅令二〇七)</p> <p>四・一 樺太庁官制中改正ノ件(勅令三三)</p> <p>五・三 樺太庁官制中改正ノ件(勅令七二)</p>	<p>五・八 閩東局官制中改正ノ件(勅令三一)</p> <p>六・五 閩東局官制中改正ノ件(勅令三八)</p> <p>九・二六 閩東局官制中改正ノ件(勅令六三)</p> <p>一一・九 閩東州裁判令中改正ノ件(勅令七五)</p>	<p>一一・二〇 朝鮮總督府官制中改正ノ件(勅令一六)</p> <p>一一・二八 朝鮮總督府官制中改正ノ件(勅令九二八)</p> <p>一一・二九 朝鮮民事令中改正ノ件(勅令四七)</p>	<p>五・二九 南洋庁官制中改正ノ件(勅令三三)</p> <p>五・二七 南洋庁官制中改正ノ件(勅令二〇八)</p> <p>五・二四 南洋群島裁判事務取扱令中改正ノ件(勅令五七二)</p> <p>五・一四 南洋庁官制中改正ノ件(勅令七八)</p> <p>八・一〇 南洋群島裁判事務取扱令中改正ノ件(勅令八二)</p>
<p>昭和四六年 (一九四一)</p> <p>七・二四 拓務省官制中改正ノ件(勅令七四)</p> <p>一〇・一八 東条英機内閣成立</p> <p>一一・二八 イギリス・アメリカ兩國對シテ宣戰布告</p>	<p>一・八 台湾總督府官制中改正ノ件(勅令二)</p> <p>一一・二六 台湾總督府官制中改正ノ件(勅令九)</p> <p>一一・二四 台湾總督府官制中改正ノ件(勅令一八七)</p> <p>一一・二六 台湾總督府官制中改正ノ件(勅令二〇二)</p>	<p>一一・二六 樺太庁官制中改正ノ件(勅令二〇〇)</p> <p>一一・二六 樺太庁官制中改正ノ件(勅令二〇〇)</p>	<p>五・二八 閩東局官制中改正ノ件(勅令六一)</p> <p>五・二八 閩東州裁判令中改正ノ件(勅令七二)</p>	<p>一・三一 朝鮮總督府官制中改正ノ件(勅令一)</p> <p>三・一九 朝鮮總督府官制中改正ノ件(勅令二四)</p> <p>三・二〇 朝鮮總督府官制中改正ノ件(勅令二四)</p> <p>四・二二 朝鮮民事令中改正ノ件(勅令二〇)</p> <p>四・三〇 朝鮮總督府官制中改正ノ件(勅令五二六)</p> <p>一一・一九 朝鮮總督府官制中改正ノ件(勅令九八〇)</p> <p>一一・二六 朝鮮總督府官制中改正ノ件(勅令一〇三)</p> <p>一一・二七 朝鮮總督府官制中改正ノ件(勅令二〇七)</p>	<p>三・二七 南洋庁官制中改正ノ件(勅令二〇八)</p> <p>五・一四 南洋群島裁判事務取扱令中改正ノ件(勅令七八)</p> <p>八・一〇 南洋群島裁判事務取扱令中改正ノ件(勅令八二)</p>

旧・外地裁判所判例の今日的意義・序論（七戸）

<p>昭和十七年 (一九四二)</p>	<p>一・二四 企画院官制外十 中改正ノ件(勅令二七) 二・六 拓務省官制中改 正ノ件(勅令七 二・二八 兵役法及共通法 律一六 戦時ニ於ケル特 事官ノ裁判ノ特 例ニ関スル法律 二・二四 大東亜省官制 (勅令七〇七) 一・一 朝鮮總督府官制 及台湾 總督ノ監督等 ニ関スル勅令 令七一九</p>	<p>四・一五 台湾總督府官制 中改正ノ件(勅 令四一七) 六・二四 台湾總督府官制 及台湾總 督府官制中改 正ノ件(勅令五八 九) 二・一 行政簡素化及内 外地行政一元化 ノ実施ノ為ニス ル台湾總督府官 制中改正ノ件 (勅令七二八)</p>	<p>三・二二 樺太庁官制中改 正ノ件(勅令 五二) 一・一 大東亜省ノ設置 及行政一元化ノ 実施等ニ伴フ樺 外五九勅令中改 正等ノ件(勅令 七二四) 二・一 行政簡素化及内 外地行政一元化 ノ実施ノ為ニス ル樺太庁官制外 一勅令中改正ノ 件(勅令七二八)</p>	<p>六・一三 関東輸出農作物 検査所官制廃止 ノ件(勅令五七 二) 附則(関東 局官制中改正) 一・一 行政簡素化実施 及大東亜証設置 ノ為ニスル関東 局官制外十四勅 令中改正ノ件 (勅令七〇七) 一勅(関東局官 制中改正)一 四案(関東州裁 判官中改正)</p>	<p>三・三〇 朝鮮總督府官制 中改正ノ件(勅 令二七八) 四・八 朝鮮總督府官制 中改正ノ件(勅 令三八四) 五・二〇 朝鮮總督府官制 中改正ノ件(勅 令五二五)</p>	<p>二・二二 南洋庁官制中改 正ノ件(勅令八 二) 四・一五 南洋庁官制中改 正ノ件(勅令四 一九) 一・一 南洋庁官制中改 正ノ件(勅令七 一六)</p>
<p>昭和十八年 (一九四三)</p>	<p>三・二 共通法中改正法 律(法律五) 三・三一 大東亜省内務 整備ノ為ニスル 大東亜省官制外 四勅令中改正ノ 件(勅令二二八 〇) 八・三 大東亜省官制中 改正ノ件(勅令 六五) 一〇・二五 大東亜省官制中 改正ノ件(勅令 七七九) 一・一 兵役法中改正法 律(法律一) 一・一 附則(共通 法中改正) 一・一 行政機構整備 ノ為ニスル大東 亜省官制中改 正ノ件(勅令八 一八)</p>	<p>二・二四 裁判所構成法戦 時特例ヲ台湾ニ 施行スルノ件 (勅令八七) 三・三一 台湾總督府官制 中改正ノ件(勅 令一九五) 六・一五 台湾總督府法 院 (法律一五) 二・一八 行政機構整備 ノ為ニスル台 灣總督府官制中 改正ノ件(勅令 八三七)</p>	<p>三・二七 明治四〇年法律 第二五号(樺太 二施行スルヘキ法 令ニ関スル法律 八五) 法律(法律 一) 勅令一九 六) 樺太内地行政 一元化ニ伴フ樺 二於ケル命令適 用ノ特例ニ関ス ル件(勅令二四 二) 三・二七 東京都官制外四 勅令中改正ノ件 (勅令八三八) 二・一八 三条による樺太 庁官制中改正 ノ件(勅令九三 三) 二・一八 行政機構整備 ノ為ニスル東 京都官制外八勅 令中改正ノ件 (勅令九三三) 四案による樺太 庁官制中改正</p>	<p>二・一八 関東局官制中改 正ノ件(勅令七 二) 三・三一 朝鮮總督府官制 中改正ノ件(勅 令二八八) 六・九 朝鮮總督府官制 中改正ノ件(勅 令二八八) 六・二二 朝鮮總督府裁判 所中改正ノ件 (勅令二四四) 六・二二 朝鮮總督府官制 中改正ノ件(勅 令五二二) 六・二二 朝鮮總督府官制 中改正ノ件(勅 令五二二)</p>	<p>九・三〇 行政機構整備 ノ為ニスル關 東局官制及關 東局内臨時職員 設置制中改正ノ 件(勅令九二 九)</p>	<p>二・二九 南洋庁官制中改 正ノ件(勅令八 六〇) 一・一 行政機構整備 ノ為ニスル南 洋庁官制中改正 及高等官官等俸 給令外一勅令九 五九)</p>

（一）台湾

台湾は、日清戦争後の下関条約（明治二八年四月一七日調印）の結果わが国の領有に帰属した、日本が最初に獲得した外地であり、先に触れた「外地に対して帝国憲法の効力が及ぶか」の論点も、日清戦争後の第九回帝国議会において、政府が、台湾総督に対して法律と同一の効力を有する命令（律令）を発する権限を付与する旨の法律案を提出したことで顕在化したものである（いわゆる「六三法」「二三法」「法三号」問題³⁾）。

1 裁判所

(1) 法院（本法院・法院支部）——統治当初の軍政時代の明治二八年一〇月七日法令第一七号「台湾総督府法院職制」により設置された法院は、総督府内に所在し台北県直轄地等を管轄する本法院と、各地の民政支部・支庁出張所・島庁所在地に置かれた法院支部からなる。なお、本法院と法院支部との間に審級関係は存在しない（一審制）。

(2) 地方法院・覆審法院・高等法院——これに対して、翌明治二九年三月軍政から民政へ移行した後の五月一日総督の律令第一号として発出された「台湾総督府法院条例」は、法院を、地方法院（一五）・覆審法院（一一）・高等法院（一一）の三審制とした。地方法院は、管轄区内の民事・刑事の第一審ならびに刑事の予審を担当し、覆審法院は、地方法院の審判を覆審し、高等法院は、覆審法院の裁判中適法でないものを破棄匡正する。台湾における裁判官の職名は「判官」といい、台湾総督に直属し、地方法院は判官一名の単独制、覆審法院は判官三名、高等法院は判官五名の合議制である。なお、同年七月一日総督は律令第二号をもって「台湾総督府臨時法院条例」を公布している。臨時法院とは、政治犯に関する特別法廷であって、五人の判官の合議制で、原則として一審をもって終審とされた。

(3) 地方法院・覆審法院——しかし、その後、明治三一年七月一九日法令第一六号改正により、高等法院は廃されて、法院は地方法院・覆審法院の二審制となる。地方法院は従来通り判官一人の単独制、覆審法院も三人の合議制であるが、

覆審法院には一または二以上の部を設け、各部に部長一名、判官二名を配置し、部長を裁判長とする旨が定められた。それゆえ、先の〔図表1〕〔A〕欄掲記の【7】【8】【9】の三つの覆審法院判決は、高等法院が廃された二審制時代の最終審判断である。⁴⁾

(4) 地方法院・高等法院（覆審部・上告部）——だが、三審制をとる内地裁判所との間の不権衡が問題視された結果、大正八年八月八日総督は律令第四号をもって法院条例を改正し、台湾は再び三審制に復帰した。といっても、裁判所それ自体は、地方法院と高等法院の二つとされ、高等法院の内部を覆審部と上告部の二部に分かつものである。地方法院は、原則単独制であるが、訴額が一定額以上の場合等については判官三名の合議制になる。一方、高等法院覆審部は、判官三人の合議制で、地方法院の判決・決定に対する控訴・抗告を担当する。高等法院上告部は、判官五人の合議制で、終審として高等法院覆審部の裁判に対する上告・抗告を担当する。

(5) 地方法院（単独部・合議部）・高等法院（覆審部・上告部）——なお、その後、昭和二年七月三日律令第四号法院条例改正により、地方法院の単独制・合議制の別は、単独部・合議部へと改められた。これは、内地の裁判所における区裁判所と地方裁判所の別に相応するもので、合議部は訴額一定額以上の事件のほか、単独部の行った裁判に対する控訴も担当することとなった。それゆえ、台湾総督府の法院は、裁判所単位でいえば地方法院・高等法院の二つなのであるが、部単位で捉えた場合には、地方法院単独部・地方法院合議部・高等法院覆審部・高等法院上告部の四つであつて、結局、内地の裁判機構と変わるところがない。

2 弁護士

台湾総督府の法院における訴訟代理は、当初、弁護士の資格のある者のほかに、総督府の検定を受けた者を訴訟代理人として許可する制度が採用されていた（明治三十一年府令第三二号）。

しかし、明治三十三年一月二五日律令第五号をもって「台湾弁護士規則」が公布され、内地の弁護士法（明治二十六年三

月四日法律第七号）を準用する形で弁護士のみが訴訟代理権を有する制度に変更される。ただし、同規則においては、現在の訴訟代人については「当分ノ内」職務を行うことができることとされたほか、明治三四年四月二日律令第二号「訴訟代人弁護士名簿ニ登録ヲ請フトキハ弁護士タルコトヲ得ル律令」も発出された。

だが、内地の弁護士法の大改正（昭和八年五月一日法律第五三号）を契機に、昭和一〇年一〇月二日律令第七号をもって従前の「台湾弁護士規則」は「台湾弁護士令」へと変更され、内地の弁護士法を依用する旨が規定された。「依用」というのは、外地法に特有の立法形式で、外地には原則として内地法の適用はないとの建前の下で、内地法と同一の規律をしようとするときに、「弁護士ニ関シテハ本令中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外弁護士法ニ依ル」といった規定を設置することで、外地であることを理由にいったん適用を排除した内地法について、再び適用を肯定する操作である。⁵⁶⁾

なお、同年（昭和一〇年）一月八日付の法律新聞三九〇七号一二頁〜一三頁には、「台湾弁護士大会／十月廿六、七日台北法院にて開催」と題する以下のような記事がある。

台湾弁護士協会主催の大会は十月二十六日午前八時より台北高等法院弁護士控室にて開催された。

台湾始政四十周年記念博覧会開催中にて盛大を予期されたが昭和の湖南事件とも謂はるる（本誌本年七月廿五日号新湖南事件参照）蘭船ジュノー号調査問題をめぐり台湾の在野法曹間に紛糾のあるためか初日に参集した法曹は二十五名に過ぎず……午後一時半より博覧会第一会場内公会堂にて記念講演会開催され、帝国弁護士会理事東京第一弁護士会副会長後藤伝兵衛氏は「内台司法統一に関する報告と私見」なる演題の下に昭和二年以来司司法省に於て毎年開催されて来た全国弁護士会長と司法首脳部との協議会の本年度の会議に台湾弁護士協会より提出の内台司法制度統一に関する議題が上程された模様を報告的に紹介し、これに對する一私見として本島司法が総督下にあつて司法行政混交の状態なるは立憲政治上變態的現象であるとして内台司法統一の日の一日も早からん事を力説要望し、次いで台北帝国大学教授井上孚磨氏登壇『所謂天皇機関説に就て』と題し約二時間に互り問

題の憲法学説を縦横に解剖排撃する熱弁を振ったが、来聴者は弁護士、法院関係者其他約百余名に上った。

第二日の二十七日は午前十時半よりジュノー号事件調査報告問題を中心に協会の解散か否かの険悪な空気に包まれ台北法院三階大会議室に於て非公開裡に開催された。

この日法院は休日なるにも拘らず……総会出席者は台北、台中、台南各弁護士会所属の弁護士协会会员三十九名全員六十七名の過半数に上り役所の法院側より姉齒（松平）高等法院長代理、伴野（喜四郎）高等法院檢察官長、池内（善雄。台北）地方法院長、古山（春司郎。台北）地方法院檢察官長、山本（眞平）總督府法務課長の五名が特別列席し緊張裡に開催された。

安保理事長議長席に就き事務会計両報告の後愈々議事に入り

第一号議案 内台司法制度共通促進の件（台北、台中會員提出）満場一致可決

第二号議案 新竹高雄両支部独立の件（台北、高雄會員提出）も全会一致可決

……〔中略〕……

最後に第五号議案として本協会解散の件が堀田會員外二十二名によつて提出附議され反対者僅かに二名の多数賛成にて可決する。

解散理由は事相に鑑み存在せざるを適當と認むと云ふにあると。ここに昭和八年以来活躍せる台湾の弁護士協会も影を消し引いて其機関誌法政会公論も十一月号より廃刊の運命と見らる。

当時の台湾の弁護士会（台北・台中・台南の三会）の規模・會員数のほか、ジュノー号事件⁶、内台（＝内地・台湾）司法統一問題、台北弁護士会新竹支部・台南弁護士会高雄支部の独立から、果ては台湾弁護士協会の解散に至るまで、論点満載の記事であるが、しかし、これらを本稿で詳論する紙幅はない。

3 判例集

台湾總督府法院の判例に関しては、小森恵（編集再構成）『台湾總督府覆審・高等法院編纂』覆審・高等法院判例

〔自明治二十九年至昭和十八年（全一二巻）〕（文生書院、一九九五年）、『同（補遺一）（補遺二）（一九九七年）』が出版されるまでは、判例へのアクセスは非常に困難だった。同集成にも収録されている法院の判例要旨集あるいは判例集を古い順に列挙すると①⑫の一二冊になり、それらは、大正一〇年分と一一年分を境に〔I〕要旨集と〔II〕判例集の二種類に分かれるが、それぞれの内部においても、表紙の体裁や編纂者表示等には変化が見られる。

〔I〕① 台湾総督府覆審法院（編纂）『覆審法院判例全集（自明治二十九年至大正二年重要判決例要旨）』（台湾判例研究会、大正三年一月）

② 台湾総督府覆審法院（編纂）『覆審法院判例全集（自明治二十九年至大正八年重要判決例要旨）』（伊藤正介、大正九年五月）

③ 台湾総督府高等法院（編纂）『高等法院上告部判例要旨全集（大正八年自八月至十二月）』（伊藤正介、大正九年四月）

④ 台湾総督府高等法院（編纂）『高等法院判例全集（重要判決要旨）』（奥付なし、編者（高等法院書記長・伊藤正介）識・大正一〇年三月……大正八年八月～大正九年一二月分の判決要旨を収録）。

⑤ 台湾総督府高等法院（編纂）『高等法院判例全集（重要判決要旨）』（伊藤正介、大正一一年六月……大正一〇年分の判決要旨を収録）

〔II〕⑥ 台湾総督府高等法院（編纂）『高等法院判例全集（大正十一年）』（奥付なし、編者（高等法院上告部判官・後藤和佐二）識・大正一二年三月）

⑦ 台湾総督府高等法院（編纂）『高等法院判例全集（大正十二・十三年）』（奥付なし、編者（高等法院書記長）識・大正一四年一〇月）

⑧ 判例研究会（編纂）『高等法院判例集（自大正十四年至昭和二年）』（判例研究会（代表・伊藤正介）、昭和三

年(二月)

⑨ 『判例研究会(編纂)』『高等法院判例集(自昭和三年至昭和四年)』(判例研究会(代表・伊藤正介)、昭和五年八月)

⑩ 判例研究会(編纂)『高等法院判例集(自昭和五年至昭和六年)』(判例研究会(代表・伊藤正介)、昭和七年九月)

⑪ 『昭和七、八、九年』台湾総督府高等法院上告部判例集(全)』(台法月報発行所(編輯兼発行人・萬年宣重)、昭和一〇年三月)

⑫ 『昭和十、十一、十二年』台湾総督府高等法院上告部判例集(全)』(台法月報発行所(編輯兼発行人・萬年宣重)、昭和一四年八月)

まず、②と③を境に、編纂者あるいは書名の表示が「覆審法院」から「高等法院」に変わっているのは、すでに説明したように、大正八年改正により終審が覆審法院から高等法院(上告部)へと変わったことによる。

一方、①の発行人名は「台湾判例研究会」であるのに対して、②以降の発行人名は「伊藤正介」であるが、③・④の編者識から「伊藤正介」が高等法院書記長であることが知られる一方、⑧・⑩の奥付には「編纂兼発行者 判例研究会」と併記して「右代表者 伊藤正介」とあり、また、奥付記載の「判例研究会」の住所は、⑧では伊藤正介の住所と同じ「台北市大正町二ノ六二番地」、⑨・⑩でも伊藤の住所「台北市東門町一六〇番地ノ一」であることから、結局、「判例研究会」なるグループは、伊藤高等法院書記長と不即不離の団体であり、①・⑤、⑧・⑩は、一貫してこのグループの編纂と見てよからう。編者識に「高等法院書記長」とだけある⑦も同様であろう。その間にあって、「凡例」の末尾に「高等法院上告部判官 後藤和佐二」の記載のある⑥はいささか異色であるが、書名表記や装幀等において前後の巻と変わらないことから、後藤判官も、伊藤書記長を中心とする「台湾判例研究会」のメンバーかと推測される。

だが、編集主体は、昭和一〇年三月刊行の⑪以降変更される。⑪・⑫の奥付に「編輯兼発行人」として記載されている萬年宣重は、内閣官報局『職員録』では昭和一〇年七月一日以降に総督官房・法務課員（看守長）として登場する人物で、⑪・⑫の奥付記載の「台法月報発行所」の住所も「台湾総督官房法務課内」である。一方、伊藤正介は、『職員録』によれば、昭和三年七月一日までは高等法院書記長であったが、昭和四年一月一日以降書記長は兵藤高一に替わっている。判例集の編集が、高等法院から総督官房法務課に移ったのは、伊藤正介の離職に伴うものなのだろう。

4 法律雑誌

右にも登場する「台法月報発行所」は、「台法月報」の発行元で、この雑誌は、明治三八年六月～三九年一月の刊行の後、「法院月報」（法院月報発行所）の誌名で改めて一卷（明治四〇年六月）～四卷（明治四三年一二月）が刊行され、再び「台法月報」（台法月報発行所）に名称を戻して五卷（明治四四年六月）以降を刊行している。内地の「法曹会雑誌」や朝鮮の「朝鮮司法協会雑誌」と同様の法曹団体の機関誌であり、近時、中島利郎・宋宜静（編）『「台法月報」総目録』（緑蔭書房、一九九九年）が出て、記事の探索は便利になったが、しかし、全巻を揃える機関は少ない。なお、前記・小森恵（編集再構成）『覆審・高等法院判例（全一二巻）』（文生書院、一九九五年）の第八巻以降は、法院月報・台法月報掲載の判例を再構成のうえ収録したものである。

一方、同集成の『補遺一』『補遺二』（一九九七年）は、「台湾慣習記事」に掲載されていた判例を編集・復刻したものである。台湾慣習研究会の編集にかかる同雑誌は、一号（明治三四年一月）～七卷八号（明治四〇年八月）を発行した後、上記「法院月報」の慣習欄に吸収された。

ところで、先に引用した「法律新聞」の記事によれば、台湾弁護士協会は、「法政会公論」なる機関誌を発行していたというが、これは「法政公論」の誤記である。同誌に関しては、筆者が調べた限りでは、日本に収蔵館はない。なお、台湾・国立中央図書館台湾分館には、六号、八～一六号（昭和一〇年一月～二月）のみが収蔵されている。

(二) 南樺太

北緯五〇度線以南の樺太は、日露戦争後のポーツマス条約（明治三十八年九月五日調印）九条により、台湾に次いで二番目に日本の外地となった。¹⁰ 明治四〇年の外地法令法（明治四〇年三月二九日法律第二五号「樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」）により、樺太についても内地の法律は当然には適用されず、法律を要する事項については勅令をもって定めることができるとされたが、しかしながら、他の外地と異なり、そもそも内地との間の格差が稀薄な地域であったことから、外地の中では最も内地に近似した統治方式が採用され、以下に見るように、司法制度に関しては、固有の裁判機構は設けられず、裁判所構成法を直接適用して、内地の司法機構を延長させる手法が採用された。

なお、その後の樺太の住民の多数は内地人で占められるようになり、その結果、戦時下の昭和一八年三月二七日法律第八五号により上記外地法令法（明治四〇年法律第二五号「樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」）は廃止されて、四月一日をもって樺太は内地に編入されたが、その二年後に日本は敗戦を迎える。

1 裁判所

司法機構を現地の統治機関に委ねず、大審院を頂点とする内地の裁判機構に組み込む措置は、上記外地法令法と同日付の明治四〇年三月二九日法律第二八号「樺太地方裁判所及同管内二区裁判所設置ニ関スル法律」の制定によって行われた。同法律は、一条で「樺太島『ウラジミロフカ』ニ樺太地方裁判所及ウラジミロフカ区裁判所ヲ置キ同島『マウカ』ニマウカ区裁判所ヲ置ク」旨を規定し、二条で新設の裁判所を函館控訴院の管区に置く旨を規定する。さらに、同年（明治四〇年）九月一九日司法省令第三〇号により、当時樺太庁が置かれていたコルサコフにも、ウラジミロフカ区裁判所コルサコフ出張所が設置された。翌明治四一年の市町村名の日本名への変更措置により、コルサコフは太泊となり、地方裁判所の置かれたウラジミロフカは豊原に改称されて、樺太庁も豊原に移転した。現在のユジノサハリンスク

である。一方、区裁判所の置かれたマウカは真岡に改称された。現在のホルムスクである。

その後、昭和一三年三月一七日法律第一一号により、知取（現在のマカロフ）にも区裁判所が設置された。

2 弁護士

前記明治四〇年外地法令法（樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律）八条は、弁護士不足に対処するため、「裁判所又ハ裁判長カ職権ヲ以テ弁護士ヲ訴訟承継人、訴訟代理人又ハ弁護士ニ選定シ若ハ選任スヘキ場合ニ於テハ弁護士ニ非サル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得」る旨を規定しており、この規定は、大正九年五月三日勅令第一二四号「樺太ニ施行スル法律ノ特例ニ関スル件」五条にそのまま引き継がれた。

なお、昭和一六年末における樺太弁護士会所属弁護士は、わずか八人であったという。^①

3 判例集

他の外地の裁判所と異なり、樺太の裁判所は、内地の裁判機構に属するところの一裁判所（函館控訴院管内の地方裁判所と区裁判所ならびにその出張所）にすぎない。一方、戦前においては、今日の「東京高等裁判所判決時報」（一九五三年）のような、ある特定の下級審判決のみを収録した判例集は刊行されていない。

4 法律雑誌

これに対して、法律新聞・法律評論といった民間の判例集に、樺太の裁判所の判決が掲載されているのは、しばしば目に止まるところである。

なお、各種法曹団体の機関誌に関しては、法曹人口の少なさから考えて、まず存在しないであろう。

5 樺太関係判例

以上より、本稿冒頭に掲げた〔図表1〕において、樺太の裁判所の判例の引用が存在していない理由は、第一に、事件の絶対数が少ないことと、第二に、たとえ判決が下されたとしても、それは内地の裁判制度における下級審裁判例に

すぎないことに基づくもの、と結論づけられよう。

ただし、大審院の判例の中には、第一審あるいは控訴審が樺太の裁判所であった事案が五例ある。

(1) 大判明治四四年一月九日刑録一七輯一八四九頁……………第一審・樺太地方裁判所（裁判年月日不明）

控訴審・函館控訴院（明治四四年八月一日判決）

本判決は、一通の告訴状で二名の警官について虚偽申告を行った場合の誣告罪の罪数が問題となった事案で、最（二小）決昭和三六年三月二日刑集一五卷三号四五頁¹²の上告趣意にも引用されている。なお、本判決の上告趣意中には、「第一審ノ裁判長落台嘉三郎ハ本件ノ予審ヲ爲シタル者ナルヲ以テ被告人ニ於テ忌避ノ申立ヲ爲シタルモ之ヲ採用セス裁判長トシテ公判ニ干与シタルハ違法ナリ然ルニ原審ハ右違法ニ成リタル第一審判決ヲ是認シタルハ不法ナリ」との主張もあつたが、判旨は「予審ニ干与シタル判事ト雖モ予審終結決定ヲ爲サル限リハ同一事件ノ公判ニ干与シ得サル謂ハレナケレハ本論旨ハ理由ナシ」としている。いかにも樺太地裁の人手不足が窺われるような事件である。

(2) 大判大正六年一〇月二七日民録二三輯一八六七頁……………第一審・真岡区裁判所（裁判年月日不明）

控訴審・樺太地方裁判所（大正六年七月一四日判決）

本判決は、保証債務は主たる債務が契約解除により消滅した場合の原状回復義務には及ばない旨を判示したリーディングケースで、最（二小）判昭和三〇年九月八日民集九卷一〇号一二二頁¹³の上告理由、名古屋地判昭和三七年六月二日民集一九卷四号一一四七頁の判旨とその上告審である最（大）判昭和四〇年六月三〇日民集一九卷四号一一四三頁¹⁵の判旨も引用する非常に有名な判決であるが、大審院の判断は、原審・樺太地裁の判断を是認したものにすぎないから、もし樺太の裁判所が台湾高等法院や朝鮮高等法院などと同様の独立の最終審であつたならば、樺太の裁判所の判例が、この論点に関するリーディングケースになっていただろう。なお、上告理由の第三点は「原審ニ於ケル被告上告代理人戸田秋三郎ハ弁護士ニアラス」というものであるが、この点もまた、いかにも弁護士不足の樺太の事案らしい。

(3) 大正大正八年九月一日民録二五輯一六〇七頁……………第一審・豊原区裁判所（裁判年月日不明）

控訴審・樺太地方裁判所（大正八年三月一三日判決）

本判決も、催告期間内に履行がない場合には、以後は債務者の故意・過失の有無を問わずに契約を解除できるとした著名判決で、判旨は原審判断を是認するものであるから、やはりもし樺太に台湾や朝鮮と同様の独立の裁判機構が導入されていれば、樺太裁判所の判断が、本論点に関する先駆的判決とされていたかもしれない。

(4) 大決昭和五年八月九日民集九卷七七頁……………第一審・豊原区裁判所（昭和四年一月一日判決）

控訴審・樺太地方裁判所（裁判年月日不明）

本判決も有名な判例で、口頭弁論期日の変更の許否は裁判所の職権事項であるから、変更申請却下の裁判に対して不服申立をすることができないとしたものであり、最（三小）判昭和三五年四月二六日民集一四卷六号一〇六四頁¹⁶の判旨にも引用されているが、本判決もまた、期日変更申請を却下した樺太地方裁判所の判断を是認したものである。

(5) 大判昭和二年一月六日刑集一六卷一四二九頁¹⁷……………第一審・豊原区裁判所（裁判年月日不明）

控訴審・樺太地方裁判所（裁判年月日不明）

本件は、樺太の外地としての特殊性が争点となった事案である。外地法令法の結果、樺太には、内地法は当然には適用されない。しかし、樺太庁が内務省の所管であった時代には、所轄省令である内務省令に関しては樺太にも適用されるため、本件菓子製造販売業者がメッキの剝がれた鍋を用いて菓子を製造した行為は、明治三三年内務省令第五〇号「飲食物用器具取締規則」七条により処罰されることとなる。しかし、樺太の所轄が昭和四年新設の拓務省に移管された後の改正（昭和一一年内務省令第二五号）七条については、外地たる樺太には適用されないこととなる。もともと、判旨は、旧規定に関しては、その制度趣旨に鑑みて、監督官庁の変更によって失効したとは解されないとして、現行規定に基づいて処断した原判決を破棄しつつ、旧規定により処罰している。

(三) 関東州

「関東」とは、広義においては、満州一帯——中国・直隸省と満州との境界とりわけ山海関より東方の地域を意味するが、狭義においては、ロシアが三国干渉後の明治三〇年の条約で清国から租借した遼東半島の南端部分（関東州租借地。旅順・大連地区）を指す。¹⁹その後、日露戦争に勝利した日本は、ロシアから同地の租借権の譲渡を受けるが（明治三八年九月五日調印ポーツマス条約五条）、その効力発生のためには清国の承諾が必要であつたため、関東州が外地となるのは、南樺太より後（明治三八年二月二日調印「満州ニ関スル条約」以降）のこととなる。また、上記明治三〇年ロシアと清国の間に結ばれた租借条約の一条には、「この租借行為は、清国皇帝陛下の該地に対する主権を何ら侵害しないものである」とあり、したがって、同地域の主権はあくまでも清国にある点だが、他の外地と異なる。

一方、内地法の適用排除に関しては、台湾や樺太のような法律（「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」「樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」）は制定されず、勅令レベルで処理された（明治三九年八月一日勅令第二〇八号「関東州ニ於ケル諸般ノ成規ニ関スル件」、明治四一年九月二十四日勅令第二一三号「関東州裁判事務取扱令」）。

なお、関東州の統治機構は、当初の関東都督府（明治三九年八月一日勅令第一九六号）から、大正八年に軍事部門につき新設の関東軍が分離して関東庁に改組され（大正八年四月二日勅令第九四号）、さらに、満州国成立後の昭和九年に関東局に改組された（昭和九年二月二六日勅令第三四八号）。

1 裁判所

『関東局施政三十年史』は、関東州の司法制度の変遷を、(1)軍政時代（明治三八年一月～八月）、(2)司法委員時代（明治三八年八月～三九年六月）、(3)審理所時代（明治三九年七月～八月）、(4)関東都督府法院令による二審制時代（明治三九年九月～四一年九月）、(5)関東州裁判令による二審制時代（明治四一年一月～大正一三年二月）、(6)大正一三年関

東州裁判令改正後の三審制時代（大正一三年一月二月〜昭和二〇年八月）の六期に分けており、戦後の外務省『外地法制誌』の区分も同書に依拠している。²⁰⁾

(1) 遼東守備軍・合囲地裁判所——日露戦争時代の関東州の統治は、第二軍↓第三軍↓遼東守備軍によって行われていたが、明治三八年一月一日遼東守備軍行政規則（軍令）により、合囲地裁判所が占領地の日本国民に対する裁判事務を行うこととなった（合囲地裁判所のみの一審制）。

(2) 関東州民政署・司法委員——その後は、明治三八年五月八日勅令第一五六号「占領地民政署職員ニ関スル件」に基づいて同年六月二三日設置された「関東州民政署」（満州軍総兵站監の直屬部署）の「司法委員」が占領地の裁判事務を担当した。裁判は、民事・刑事とも原則として一審制で、地方の法規・慣習のほか、日本法が参酌準用された。

(3) 関東総督府・（関東州民政署）審理所——明治三八年一月一七日満州軍總司令官直屬部署として設置された関東総督府は、翌明治三九年六月二六日関東総督府令第五号「関東州審理所条例」・第六号「関東州刑事審理規則」・第七号「関東州刑事審理規則」・第八号「関東州刑罰令」を制定し、上記関東州民政署の下に「審理所」が設置されて、それまでの司法委員に代わって民事・刑事の裁判を行うものとされた。審理所は始審部と覆審部の二部からなり、始審部は審理官一名の単独制、覆審部は審理官三名の合議制で、覆審部が始審部の裁判に対する上訴を担当する二審制である。

(4) 関東都督府法院——だが、その二か月後の明治三九年八月一日の関東都督府の設置と同日付で関東都督府法院令が公布される（同日勅令第一九八号）。同令により設置された法院は、関東総督に直屬し、地方法院・高等法院各一個所に分かれる（ただし、関東都督は必要に応じて出張所を設けることができる）。裁判官は台湾同様「判官」と称し、地方法院は判官一人の単独制で、すべての事件の始審を担当し、高等法院は判官三人の合議制で、終審として地方法院の行った裁判に対する上訴を審理する二審制である。

(5) 関東都督府法院・関東都督府民政署長——しかし、その二年後の明治四一年九月二四日勅令第二二二号「関東州裁判令」は、法院の裁判権限のうち軽微な事件については、これを民政署長が担当すべきものとした。その結果、第一審の裁判管轄は、民政署長と地方法院とに分属することとなったが、そのいずれについても上訴は高等法院が担当する二審制であった。

その後、関東州の統治機関が関東都督府から関東庁に改められた大正八年、関東州裁判令も改正されて（大正八年六月五日勅令第二七二号）、民政署長による裁判は廃止され、すべての事件は再び法院の管轄へと復帰した（なお、同勅令は、法院の名称を「関東庁高等法院」「関東庁地方法院」としているが、その後の改正勅令は、単に「高等法院」「地方法院」とだけ指称している）。

さらに、翌大正九年には、判官一人の単独制であった地方法院につき、訴額が一定以上の訴訟については判官三人の合議制となった（大正九年一月二〇日勅令第五四三号）。台湾総督府法院が前年に行った改正（大正八年八月八日律令第四号）と同様のものである。

(6) 地方法院・高等法院（覆審部・上告部）——ところで、台湾総督府法院は、右大正八年改正の際に、高等法院を覆審部と上告部に分ける三審制を採用していた。関東州において同様の三審制が採用されるのは、台湾に遅れること五年後の大正一三年改正によってであり（大正一三年一月二五日勅令第四六五号）、台湾と同様、高等法院に覆審部と上告部が設けられ、上告部が終審として覆審部の裁判に対する上告を担当することとなったが、台湾の高等法院の覆審部が判官三人の合議制、上告部が判官五人の合議制であるのに対して、関東州の高等法院は、覆審部・上告部とも判官三人の合議制である。

また、台湾の地方法院は、昭和二年に単独部と合議部に分かれ、合議部は単独部の裁判に対する控訴を担当するようになったが、関東州の地方法院における単独制・合議制の別は、このような審級関係には発展しなかった。

2 弁護士

一方、弁護士に関しては、明治四十一年の関東州裁判令の制定と同日付にて「関東州弁護士令」が制定され（明治四十一年九月二四日勅令第一二四号）、当初より内地の弁護士法（明治二六年三月四日法律第七号）が依用された（同勅令一条「弁護士ニ関シテハ弁護士法ニ依ル」）。

その後、内地の弁護士法が昭和八年に大改正されたのを受け（昭和八年五月一日法律第五三号）、関東州弁護士令も昭和十一年二月二六日勅令第一六号をもって全面改正され、条文も内地法の依用によらずに個別具体的な規定を設置する仕方へと改められたが、その内容はおおむね内地の改正弁護士法と同様である。なお、内地の昭和八年改正弁護士法においては、新たに弁護士会に関する規定が設けられたが、関東州に関しては一弁護士会の設置のみが認められた（上記改正勅令二三条）。ちなみに、この改正の直後に刊行された『関東局施政三十年史』（昭和十一年九月二五日印刷・一月一日発行）二四九頁によれば、「弁護士会は大連に会員六十余名を有する関東州弁護士会あるのみである」。

3 判例集

関東州に関しては、法院が直接編纂に携わった公式の判例集は、筆者が知る限りでは、関東都督府時代の以下の一点のみである。

① 関東都督府高等法院（編纂）『関東都督府高等法院民、刑事判決例』（非売品、一九一五年）

筆者が参照したのは、国立公文書館・内閣文庫蔵本（請求記号ヨ 324.0081）で、国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧可能である。以下、書誌事項を摘記すれば、(1)冒頭に「正誤」が貼付された後、(2)表紙には「関東都督府高等法院民、刑事判決例」とだけあり、(3)「凡例」（全二頁）には、

一、本書ハ明治三十九年九月関東都督府法院開設以後大正二年十二月末日ニ至ル間ノ高等法院ニ於ケル民事、刑事ノ判決及ヒ抗告決定中ヨリ抜萃彙集シタルモノナリ

一、判決ハ判決例トシテ掲ケタル要旨ニ関係セル理由ノ部分ヲ摘録シ其余ノ民事ノ事実及ヒ刑事ノ証拠ニ関スル説明ハ之レヲ省略シタリ

一、……〔以下略〕……

とある。続いて(4)「民事判決要旨目録」(二〜三五頁)・「刑事判決要旨目録」(三七〜四八頁)の後、(5)「民事」の表紙、(6)「明治四十年」の表紙に続いて、判例(最初の判例は「家屋明渡請求事件(明治四十年二月十四日判決)」が一頁から始まる(〜五四頁)。続く(7)「明治四十一年」の表紙頁(五五頁)、判例頁(五六頁)の間の空白頁については、頁数としてカウントされていない(〜七六頁)。その後には、(8)「関東州裁判事務取扱令施行後ニ属スル分」(この表紙も頁数としてカウントされていない)の判例(七七〜八二頁)、(9)「明治四十二年」の判例(八三〜一三八頁)、(10)「明治四十三年」の判例(一三九〜一六九頁)、(11)「明治四十四年」の判例(一七一〜一九三頁)、(12)「明治四十五年・大正元年」の判例(一九五〜二五三頁)、(13)「大正二年」の判例(二五五〜二七二頁)に続いて、(14)「刑事」の表紙、(15)「明治三十九・四十年」の判例(通頁で二七三〜二八二頁)、(16)「明治四十一年」の判例(二八三〜二八九頁)、(17)「明治四十二年」の判例(二九一〜三〇六頁)、(18)「明治四十三年」の判例(三〇七〜三三九頁)、(19)「明治四十四年」の判例(三四一〜三七九頁)、(20)「明治四十五年・大正元年」の判例(三八一〜三九二頁)、(21)「大正二年」の判例(三九三〜三九八頁)、その後続く(22)奥付には「大正四年五月一日印刷」「大正四年五月五日発行」「(非売品)」「関東都督府高等法院編纂」「印刷人 大連市東公園町十七番地 嶺田嘉三」「印刷所 大連市東公園町十七番地 株式会社満州日日新聞社」とある。

同書のほかに、関東都督府時代(明治三九〜大正八年)↓関東庁時代(大正八〜昭和九年)↓関東局時代(昭和九〜二〇年)を通じて、法院(高等法院)編纂にかかる判例集を、筆者は知らない。

ただし、関東庁時代には、次のような資料がある。

② 南満州鉄道株式会社総務部資料課（編輯）『滿鉄調査資料・第一六五編 関東庁ノ法廷ニ現ハレタル支那ノ民事慣習彙報（上巻）（下巻）』（南満州鉄道総務部資料課、一九三四年）

③ 大連地方法院（編）『麻醉剤取締規則違反並贈収賄被告事件公判調書』（一九三一年）

④ 関東庁高等法院覆審部（編）『麻醉剤取締規則違反被告事件第二、三回公判速記（昭和七年四月五月）』（一九三二年）

⑤ 関東庁高等法院覆審部（編）『麻醉剤取締規則違反被告事件第二審公判速記』（一九三二年）

このうち、昭和九年刊行の②の冒頭には、「本書ハ滿洲ニ於ケル旧支那人間ノ慣習ヲ確実ナル文献タラシムル為筒井雪郎〔「関東庁高等法院覆審部長」、松本俠〔「滿州国法制局参事官」、山田弘之〔「滿州国司法部事務官兼法制局参事官」〕ノ三氏ニ囑シ関東庁始政以來今日ニ至ル迄三十年間ニ於テ関東庁地方法院、同庁高等法院、同庁臨時土地調査部委員会ノ記録ニ現ハレタル慣習ヲ細大漏ラサス集録セシモノナリ」とあつて、判決全文が収録されているものもある。

一方、③・④・⑤はいずれも最高裁判所図書館所蔵の裁判資料であるが、現物は未見である。

なお、関東局時代の戦時中には、以下のような民間判例集が刊行されている。

⑥ 川畑源一郎（編）『滿洲に於ける慣習並特殊事情より見たる判例集（「法律時報」奉祝紀元二六〇〇年特集号附録）』（法律時報社、序・一九四〇年）

⑦ 川畑源一郎（編）『関東高等法院上告部判例集（第一部）（第二部）』（法律時報社、一九四三年）

いずれも稀覯本で、筆者は実見していない。なお、編者の川畑源一郎は関東高等法院の上告部判官で、高等法院内では、覆審部部长より上席の、院長（「上告部部长」）に次ぐナンバー2である。²¹

4 法律雑誌

一方、⑥・⑦の版元の「法律時報社」は大連の出版社で、⑥の書誌事項からすれば「法律時報」なる雑誌を刊行して

いたようであるが、まったく追跡できていない。⁽²²⁾

その他、法院関係者あるいは弁護士会の機関誌に関しても、その存在は目下のところ確認できていないが、一方、内地の法律雑誌に関しては、「大連通信」なる記事が頻繁に掲載されている。⁽²³⁾

(四) 朝鮮

以上の関東州租借地に対して、植民地時代の朝鮮の司法制度に関する研究は、台湾と並んで、非常に進んでいる。⁽²⁴⁾

1 裁判所

(1) 統監府法務院・理事庁の二審制——日露戦争中の明治三十七年二月二三日第一次日韓協約の後、ポーツマス条約後の明治三十八年一月一七日第二次日韓協約により韓国を事実上の保護国化した日本は、同条約三条（「日本国政府ハ其代表者トシテ韓国皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ統監（レザデント、ゼネラル）ヲ置ク」）に基づいて統監府および理事庁を設置（明治三十八年二月二一日勅令第二六七号）、翌明治三十九年六月二六日法律第五六号「韓国ニ於ケル裁判事務ニ関スル法律」により、理事庁を始審とし、同日勅令第一六四号により新設された統監府法務院が終審として上訴を管轄する二審制が導入された。理事庁は理事官または副理事官一人の単独制、統監府法務院は評定官三人の合議制である。

(2) 裁判所構成法（韓国）に基づく四裁判所三審制——翌明治四〇年七月二四日締結の第三次日韓協約は、日韓両国人をもって組織する日本型の裁判制度の設置を定め、これを受けて隆熙元年（一九〇七年）明治四〇年）一月一三日法律第八号「裁判所構成法」が制定されて、日本と同様、大審院・控訴院・地方裁判所・区裁判所の四階級の裁判所が設けられた。ただし、日本は、区裁判所を始審とする裁判については終審が控訴院であるのに対して、韓国では、大審院がすべての裁判について上告を担当した。

(3) 統監府裁判所令に基づく四裁判所三審制——だが、明治四二年七月一二日調印「韓国司法及監獄事務委託ニ関スル覚書」により、韓国政府はその司法事務・監獄事務を日本政府に委託する旨が協定され、韓国は二年前に設置した上記(2)の裁判所を廃止する一方、日本は明治四二年一〇月一八日勅令第二三六号「統監府裁判所令」を制定して、区裁判所・地方裁判所・控訴院・高等法院の四裁判所からなる統監府裁判所を設置した。先の(2)韓国裁判所との違いは、日本と同様、区裁判所が始審の裁判については控訴院が終審となる点である。なお、区裁判所は判事一人の単独制、地方裁判所と控訴院は判事三人の合議制、高等法院は判事四人の合議制とされた。

(4) 朝鮮総督府裁判所令に基づく三裁判所三審制——翌明治四三年八月二二日調印の日韓併合条約により、韓国は日本の四番目の外地・朝鮮となった。しかし、外地法令法の制定は間に合わず、同日緊急勅令をもって「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル件」（明治四三年八月二九日（緊急）勅令第三二四号）が発出された後、翌明治四四年三月二五日に法律第三〇号「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」（法律第三〇号）の制定を見ることとなる。

従来の統監府に代わって朝鮮総督府が設立されるのも明治四三年九月三〇日のことであったが（勅令第三五四号「朝鮮総督府官制」、裁判所の構成についても従前の「統監府裁判所」の呼称を「朝鮮総督府裁判所」に名称変更しただけで、組織構造についてはそのままの形で承継した。

だが、他の外地の司法機構が当時いずれも二裁判所構成であったのに対して、内地と同じ四裁判所構成は、いかにも大作りに過ぎた。⁽²⁵⁾そこで、明治四五年三月一八日制令第四号をもって朝鮮総督府裁判所令を改正し、裁判所の種類は地方法院・覆審法院・高等法院の三種に減じられ、地方法院を訴額の多寡により単独制と判事三人の合議制とに分ける変更が行われた。なお、覆審法院は従来通り判事三人の合議制であるが、高等法院は判事五人の合議制とされた。

以後、終戦に至るまで、この組織機構に根本的な変更は加えられていない。

2 弁護士

一方、弁護士に関しては、韓国併合に伴う朝鮮総督府・朝鮮総督府裁判所への移行の年である明治四三年一二月一五日に「弁護士規則」が制定された。弁護士になれるのは、内地の弁護士法に基づく弁護士、朝鮮人弁護士試験の合格者、旧韓国裁判所・旧統監府裁判所・朝鮮総督府裁判所の判事・検事ならびに旧韓国の弁護士であった朝鮮人である。²⁶

しかし、翌明治四四年六月一日には制令第八号「訴訟代理業者ニ関スル件」が发出され、理事庁理事官の許可を得て訴訟代理業を行っていた者は、当分の間は当該理事庁所在地を管轄する地方裁判所および管内の区裁判所において訴訟代理業を許した。

その後、大正八年五月二六日制令第一三号「訴訟代理業者ニ弁護士タルノ資格附与ニ関スル件」(同日施行)は、訴訟代理権の弁護士への限定を前提に、訴訟代理業者に対し、三〇日以内に朝鮮総督に対する申請・認可を受けて弁護士名簿に登録されれば、弁護士たる地位を付与するとした。

そして、昭和八年内地の弁護士法の全面改正(昭和八年五月一日法律第五三号)を受けて、台湾や関東州と同様、従前の弁護士規則を全部改正した「朝鮮弁護士令」が昭和十一年四月一七日制令第四号をもって制定される。

なお、明治四四年〜昭和一七年の朝鮮の弁護士数は下表に掲記したごとくであり、内地人弁²⁷

	内地人	朝鮮人	計
明治44 (1911) 年	37	59	96
大正元 (1912) 年	50	73	123
大正 8 (1919) 年	90	97	187
大正13 (1920) 年	135	154	289
昭和 6 (1931) 年	156	210	366
昭和 7 (1932) 年	163	208	371
昭和 8 (1933) 年	165	207	372
昭和 9 (1934) 年	169	209	378
昭和10 (1935) 年	172	217	389
昭和11 (1936) 年	145	206	351
昭和12 (1937) 年	145	200	345
昭和13 (1938) 年	147	196	343
昭和14 (1939) 年	147	205	352
昭和15 (1940) 年	152	203	355
昭和16 (1941) 年	150	208	358
昭和17 (1942) 年	147	214	361

護士は少数派であった。

朝鮮人弁護士と日本人弁護士は、それぞれが弁護士会を設けていたようであるが、昭和二年より開催された全鮮弁護士大会には、内地人・朝鮮人両弁護士会が参加し、昭和六年一月一日開催の第五回大邱大会の議長は、主催地・大邱弁護士会長の韓奎鏞が務めるなど、非常に和氣藹々とした雰囲気のごとく見受けられる。⁽²⁸⁾

3 判例集

朝鮮総督府高等法院の編纂にかかる公式判例集『朝鮮高等法院判決録』に関しては、二〇〇四年（二月二九日）より、韓国・大法院所属の法院図書館（『日本の最高裁判所図書館に相応する』から、ハングルとの対訳版——『국역〔国訳〕高等法院判決録』の刊行が開始されている。⁽²⁹⁾ 日本語原本も合冊して復刻されており、日本で同判決録を欠本なく収蔵する機関は存在していないことから、わが国の研究との関係でも非常に価値の高い文献であるが、しかしながら、残念なことに、第一に、非売品である（ときおり韓国の古書店で出回ることがあるが、既刊分を全巻揃いで販売している例には遭遇しない）。ただし、既刊分については、法院図書館のホームページで『E-Book』形式での閲覧ができるの（<http://library.scourt.go.kr/>）、ホームページのハングルが読めて（英語版の案内はない）冊子体に拘泥しない人ならば、かえって便利かもしれない。だが、第二に、筆者が本稿を執筆している二〇一二（平成二四）年九月段階で、全三〇巻三六冊刊行予定のうち、刊行されているのは一五巻までであり、翻訳・出版作業は、ようやく折り返し地点に到達したところである。

一方、同判決録に関しては、日本においても、現在、雄松堂書店より全巻復刻の作業が進行中であることから、以下では、同資料の書誌事項に関して少々詳しく説明しておく。

(1) 収蔵館

先にも述べたように、わが国において、同判決録全三〇巻を欠本なく揃えている機関は存在していない。比較的揃っ

ているのは、東京大学の社会科学研究所と東洋文化研究所、明治大学図書館、甲南大学図書館、九州国際大学図書館の五館である。

なお、OPACで検索する限り、国立国会図書館は全巻を所蔵しているように見えるが、しかし、第一に、少なくとも現物を確認した第三巻までは、東大・社会科学研究所蔵本の複写物であり、第二に、近代デジタルライブラリで閲覧できる第一三巻〜第三〇巻のうち（ただし、第一四巻だけがなぜか閲覧できない）、第一三巻〜第一七巻は、『朝鮮高等法院判決録』ではなくして、朝鮮司法協会の機関誌「朝鮮司法協会雑誌」の各号後半の判例収録部分を解体↓合冊したものである（第一五巻末尾「四一〇七〇」頁には「朝鮮司法協会の」「会員各位へ」の記事が収録されており、また、第一七巻冒頭には「朝鮮司法協会雑誌第七巻（自第一号至第十二号）総目録」の表紙も綴じ込まれている）。

一方、「朝鮮高等法院の判決は、（最初からではないが）司法協会雑誌に掲載された後、判決録としてまとめて出版されていた」とされるが、³⁹⁾しかしながら、第一に、「司法協会雑誌」に掲載された判例が『高等法院判決録』に掲載されない場合もあり、第二に、そのような取捨選択が行われていることも関係して、「司法協会雑誌」判例収録部分の通頁と、『高等法院判決録』の頁数とは一致していない。

(2) 『朝鮮高等法院判例要旨類集』

右の点に関しては、『高等法院判決録』に関して、以下の四期〔I〕〜〔IV〕にわたって刊行された『朝鮮高等法院判例要旨類集』を用いて検証することができる。

- 〔I〕① 朝鮮高等法院（編）『朝鮮高等法院判例要旨類集』（京城・大成印刷社、大正一〇（一九二一）年）
- ② 朝鮮高等法院（編）『朝鮮高等法院判例要旨類集』（京城・大成印刷社、大正一二（一九二三）年）
- ③ 朝鮮高等法院書記課（編）『朝鮮高等法院判例要旨類集（追録）』（京城・帝国地方行政学会朝鮮本部、昭和二（一九二七）年）

〔II〕④ 朝鮮高等法院（編）『朝鮮高等法院判例要旨類集』（京城・帝国地方行政学会朝鮮本部、昭和五（一九三〇）年）

〔III〕⑤ 司法協会（編）『朝鮮高等法院判例要旨類集』（京城・司法協会、昭和一二（一九三七）年）

〔IV〕⑥ 司法協会（編）『朝鮮高等法院判例要旨類集』（京城・司法協会、昭和一八（一九四三）年）

これらのうち〔II〕～〔IV〕期の刊本については、国立国会図書館・近代デジタルライブラリで閲覧できるので、試みに大正一五年から昭和五年にかけての高等法院判決（たとえば本稿〔図表1〕の判例【22】【23】【24】【25】【28】【29】【32】）につき、まず『判例要旨類集』を用いて確認した『判決録』の巻数・頁数について（『判決録』一三巻～一七巻の収録判例である）、同じ近代デジタルライブラリで『判決録』一三巻～一七巻（とされている資料）の当該頁を開いてみるとよい。まったく違う判例を見出すであろう。実際の『判決録』の巻に収録されている判例よりも三年古い判例に行き当たるのは、同資料が『判決録』ではなく「朝鮮司法協会雑誌」だからである。

一方、『判例要旨類集』の〔III〕期目である⑤昭和一二年版には、「附録」（二一四一頁以下）の最初が「判例トシテ発表以外ノ高等法院判決」になっていて（この附録は〔II〕期④昭和五年版・〔IV〕期⑥昭和一八年版には存在しない）、その冒頭注記には「判例トシテ発表セラレタルモノニ非サルモ参考トシテ昭和十一年一月以来司法協会雑誌ニ発表セラレタル高等法院判決ノ要旨ヲ摘録彙集シタルモノナリ」とある。すなわち「司法協会雑誌ニ発表セラレタル高等法院判決」の中には、『判決録』に「判例トシテ発表セラレタルモノニ非サル」ものが含まれているのである。

それゆえ、日韓両国の復刻事業に対しては、『判決録』の本巻三〇巻のほかに、上記『判例要旨類集』（少なくとも最後の版である〔IV〕期⑥昭和一八年版）も併せて復刻されることを推奨する。事項索引・裁判年月日索引として非常に便利であるし、誤って「司法協会雑誌」の側を参照してしまう危険も防ぐことができる。

(3) 異本問題

もつとも、当該資料が『高等法院判決録』か「司法協会雑誌」かを見分けることは非常にたやすい。厄介なのは、同じ『高等法院判決録』の中に、異本が存在している可能性を否定できない点である。

この問題に関して、韓国側の作業は非常におおらかなようで、明治大学所蔵の韓国版の複写を見てみると、第一巻の日本語原典表紙には「京城地方法院／仁川支庁」の角印があるのに対して、第二巻には単なる「裁判所／図書印」の角印があり、第三巻にはさらに異なる角印（複写が不鮮明で読み取れない。Web上のデータも同様）がある、というように、底本の旧蔵関係あるいは現在の所蔵館について拘泥せずに復刻・翻訳を行っているように見受けられる。

しかし、この判決録には、少なくとも分冊↓合綴版と当初からの合冊版の二種の異本がある。両者を見分けるポイントは表紙と奥付であって、毛筆で「朝鮮高等法院判決録」とだけある表紙は、当初の分冊時代の表紙であり、また、ただ単に「著作権所有 高等法院」とだけあって、印刷年月日および発行年月日が印刷されていない奥付は、当初の分冊時代の奥付である。

たとえば東大・東洋文化研究所蔵本の第三巻は、(1)刑事判決録の二五四頁の次に(2)いったん上記日付なしの奥付が入り、(3)その裏の白紙頁のノドの部分には「高等法院書記課編纂／……〔判読不能〕……」「大正五年一月十九日印刷」「印刷兼発行所 京城西小門町 大成印刷社」とあり、さらに(4)次頁として綴じられた上記毛筆の「朝鮮高等法院判決録」の表紙頁のノドにも「大正五年二月……（以下判読不能）……」とある。同様に、九州国際大学蔵本の第五巻の毛筆の表紙頁のノドにも「大正八年四月五日発行（毎月一日〔回？〕五日発行）」とある。

してみれば、一見すると当初より一巻の書籍であったかのように思われる蔵書に関しても、毎月刊行の分冊における毛筆の表紙と奥付とを破棄したうえ編綴し直したものではないかとの疑念が湧く。たとえば東大・社会科学研究所蔵本の二巻の表紙は「高等法院□事判決録」の□部分に「民・刑」の手書きの付箋を貼っているが、その下にはおそらく分

冊版の「民」「刑」いずれかの印刷文字が隠れているだろう。しかも、この表紙には、やはり手書きで「(完全)」と書き込まれている。この言葉は何を意味するか。三巻・四巻・五巻の表紙にも同様に「(完全)」とあるが、七巻・八巻には「(完全) 只索引二不備アリ」との書き込みがある。そして、これらの巻については、ことごとく奥付が存在していない。

毎月の分冊の表紙と奥付を除去して一冊の書籍に合綴する手法は、内地の『大審院（民事・刑事）判決録』や、『法律評論』などでお馴染みの方式であり、また、現在われわれが手に取る『大審院（民事・刑事）判決録』や『法律評論』に、分冊を合綴しただけのものと、その後一冊の本として新たに作られた二種があることも、すでに周知である。

もともと、合冊本作成の際に改めて最初から植字をし直したとは考えにくいから、ごく一般的に言えば、分冊↓合綴版と、当初からの合冊版とで、内容や頁数に違いが出るとは考えにくい。しかしながら、この点に関しては、念のため両者を対照して相違個所がないかを確認したうえでなければ、結論を下すことはできないだろう。

ところで、同書の異本問題に、筆者がここまで神経質になるのには、理由がある。というのは、本稿【図表1】の判例【3】に関して、『高等法院判決録』につき「一卷民事二七七頁」の参照を促す文献と、「三巻五五五頁」の参照を促す文献の、二種が存在しているからである。この点に関しては、国立国会図書館の一般用OPAC（＝国立国会図書館サーチ：<http://iss.ndl.go.jp/>）で「朝鮮高等法院判決録」を検索すると、金祥珠「韓国法事情（98）朝鮮高等法院判決録のハングル翻訳について」と並んで、「朝鮮高等法院大正五年五月九日判決の全文を掲載している『朝高院判例一卷民事二七七ページ』があるかどうか知りたい。」との質問記事が見出される。そして、同項目の「レファレンス協同データベース」を開くと、国会図書館側のきわめて詳細な回答を見ることができるのであるが、しかし、おそらくは日本でも腕の良い国会図書館のライブラリアンをもってしても、本件のカルテの最後には「未解決（Unresolved）」とある。『朝鮮高等法院判決録』という書物は、書誌学的には最大級の難度を有する、謎に包まれた文献といわなければ

ならない。

4 法律雑誌

ところで、『朝鮮高等法院判決録』が稀覯本となり、参照が困難な事態となったのは、終戦後に生じた事柄ではない。〔図表1〕からも知られるように、すでに戦前の判例の多くも『判決録』を参照していないのであるが、その原因は、『朝鮮』司法協会の発行する機関誌「朝鮮司法協会雑誌」↓「司法協会雑誌」の存在にあつたようである。

〔朝鮮〕司法協会は、大正九年朝鮮総督府内の司法部職員を正会員として成立した法曹団体であるが（事務局は朝鮮総督府法務局内に置かれた）、他の総督府職員も準会員となることができた（この点は、内地の「法曹会」とまったく同様である）。大正十一年一月より「朝鮮司法協会雑誌」を刊行し、同年八月には法人となる。一方、同誌は、八巻一、二号（一九二九年一二月）刊行後、翌昭和五年二月刊行の九巻一・二号より誌面を刷新して司法協会「司法協会雑誌」となるが、同号冒頭の「本誌の大刷新に就いて」には、刷新内容中「特記するに値するものは、高等法院の判例は其の要旨を掲載するに止めず、同院の発行する判決録其のものを、本誌に分載することにしたことである。だから従来同判決録を購求せし方は、別に之を求むるの要なく、然らざる方は、求めずして之を得らるゝことになるのである」とある。同誌については、今日も比較的収蔵館が多く、アクセスしやすい文献である一方で、前記『高等法院判決録』が稀覯本となつてしまったのも、右のような編集方針を採用した「司法協会雑誌」にシェアを奪われた結果と推測される。なお、同誌は、終戦の年（昭和二〇年）の二月号（二四巻二号）をもって廃刊した。

（五）南洋群島

日本の獲得した最後の外地である南洋群島は、第一次世界大戦後の一九一九（大正八）年ヴェルサイユ条約によりド

イツが放棄した赤道以北の諸群島につき、翌一九二〇（大正九）年一月一七日に国際連盟理事会が作成したC式委任統治条項に基づき、日本の統治下に入ったものである。⁹¹この委任統治の法的性質に関しては、後の国際連合における信託統治と同様、見解は必ずしも一致していないが、台湾・南樺太・朝鮮と異なり、完全に日本の領土化した土地とはいえない点において、租借地である関東州と状況は似ている。

また、この点との関係では、その後の昭和八年国際連盟脱退に伴い、委任統治の根拠そのものが喪失してしまったことも問題となるが、脱退に際して、同年三月一六日の齊藤実内閣の閣議決定「帝国の国際連盟脱退後の南洋委任統治の帰趨に関する帝国政府の方針決定方の件」は、今後とも南洋群島は日本の構成部分として統治を行うとしている。

1 裁判所

(1) 臨時南洋防備隊・南洋群島刑事民事裁判令に基づく第一審裁判庁・第二審裁判庁——大正三年七月二八日第一次世界大戦勃発後の八月一三日にドイツに宣戦布告した日本は、一〇月七日にはヤップ島・ポナペ島、同月一二日にはトラック島を無血占領し、一二月二八日内令第四〇一号により、海軍・臨時南洋防備隊による軍政が開始された。

同隊は、翌大正四年一〇月一日「南洋群島刑事民事裁判令」（臨南防四五二号）を發出して、第一審裁判庁・第二審裁判庁からなる二審制の裁判制度を実施する。始審を担当する第一審裁判庁は、軍政庁およびその分遣庁に設置され、その守備隊長・文官部隊長または民政事務官が裁判官となる単独制がとられた。一方、終審の第二審裁判庁は、防備隊司令部に設置され、防備隊参謀長・参謀一名・民政顧問一名の三名の裁判官による合議制が採用された。

なお、警察犯に関しては、翌大正五年六月三〇日に「南洋群島警察犯処罰令」（南洋群島民政令第九号）が發出され、軍政庁長およびその委任を受けた村長が、即決をもって拘留・科料または一月未満の労役を科すことが認められた。

その後、大正七年七月一日防備隊に民政部が設けられたのを機に、第一審裁判庁は民政署、第二審裁判庁は防備隊民政部に移管され、第一審裁判庁の裁判官は民政署長、第二審裁判庁の裁判官は民政部事務官二名が担当することとされ

(2) 南洋庁裁判令に基づく南洋庁法院——ヴェルサイユ条約後の国際連盟の委任統治条項を受け、委任統治のための機関として設けられたのが、大正十一年三月三十一日勅令第一〇七号に基づく南洋庁である。一方、裁判制度に関しても、同日付で「南洋群島裁判令」(勅令第一三三三号)が制定され、地方法院・高等法院の二つからなる南洋庁法院が設置された。地方法院は判事一名の単独制で始審を担当、高等法院は判事三人の合議制で上訴を終審として担当する二審制である。

ただし、軽微な犯罪については、大正十二年一月二七日勅令第二八号「南洋群島犯罪即決例」により、所轄の支庁長が即決できるものとされ、支庁長は、従前と同様、総村長・村長にこの権限を委任することができた。なお、この総村長・村長というのは、旧慣上の大酋長・酋長のことであって、当該地域における絶対的権威を有していたことから、その裁決に対しては、成規の裁判による不服申立は許されなかった。

なお、外地法令法に関しては、右と同日付にて、大正十二年一月二七日勅令第二六号「南洋群島裁判事務取扱令」が公布されている。

一方、裁判所数は、コロール島のパラオに設置された高等法院のほか、地方法院はパラオ・サイパン・ポナペの三個所で(大正十二年二月二〇日南洋庁令第一号「南洋庁法院ノ名称、位置及管轄地域」)、判事の数は四法院合計で四名とされたことから、そのうちの二名は高等法院の判事と地方法院の判事を兼任することとなり、高等法院が開廷されるたびに自分の島から出向いてくる体制であった。さらに、翌大正十三年二月二五日勅令第四六七号改正により、判事数は三名に減員され、パラオの高等法院長は同地の地方法院長と兼任となる。だが、この体制の下では、ある地方法院の判事を不服として上訴した場合、高等法院における合議制の判事の中に第一審の判事が必ず含まれるという面白からぬ状態となる。「それでも昭和八年までは面白くないまゝで、原審判事も加って高等法院を開いて来たが、昭和八年から

は東京区裁判所判事が一名を兼任せしめることとし、高等法院を開く場合にはこの兼任判事と、他の専任判事申上訴事件の原審判事たらざる者二名とで高等法院を構成することに改めて今日に至つてゐる。事件も少ないので、高等法院は毎年夏期に数週間継続的に開くことになつて居り、この期間だけ兼任判事と他島にある専任判事を参集してコロールに高等法院を開いてゐる⁽³²⁾。

2 弁護士

弁護士に関しては、初期の時代の樺太と同様、「法院又ハ裁判長カ職權ヲ以テ訴訟承継人、訴訟代理人又ハ弁護人ニ選定シ又ハ選任スヘキ場合ニ於テハ弁護士ニ非サル者ヲ以テ之ニ充ツコトヲ得」るものとされた（上記大正一二年勅令第二六号「南洋群島裁判事務取扱令」一二条）。また、民事訴訟に関しては、「当事者ハ法院ノ許可ヲ得テ訴訟能力者ヲ以テ代理人ト為スコトヲ得」とされていた（同令一六条）。実際の運用においては、重大な刑事事件に関しては、島民の信頼を受けている日本人住民に弁護を命じ、あるいは被告人が日本人である場合に、被告人の慣用する方言（沖繩方言等）につき必要と認められる場合には、同地方出身の官吏に弁護を委嘱する等のことを例にした、という⁽³³⁾。

3 判例集

次頁の「**図表 3**」は、『南洋庁施政十年史』ならびに『南洋群島要覽』に掲載されている大正一二年度以降の裁判所の取扱事件数（既済分）につき、内地の裁判所（内地の裁判機構に組み込まれている樺太を含む⁽³⁴⁾）ならびに樺太以外の外地（台湾⁽³⁵⁾・関東州⁽³⁶⁾・朝鮮⁽³⁷⁾）の裁判所との間の比較をとつたものである。

なお、南洋庁の昭和一四年の欄が空欄なのは、同年版の『南洋群島要覽』に統計表が掲載されていないためである。

また、関東州に関して大正一五年以降の欄が増えるのは、高等法院に覆審部と上告部ができて従来の二審制から三審制に変わったためであるが、南洋群島に関しては一貫して二審制で、昭和五年までの欄が一つなのは、『南洋庁施政十年史』が地方法院と高等法院の取扱事件を合算した数字しか挙げていないことによる⁽³⁸⁾。一方、内地の裁判所の欄が、①

〔図表 3〕 旧・外地裁判所の取扱事件数（既済分）

		内地裁判所				外地裁判所								
		区裁	地裁	控訴院	大審院	台湾			関東州		朝鮮			南洋群島
						第一審	控訴審	上告審	地方 法院	高等法院	第一審	控訴審	上告審	地方、高等 法院、法院
第一審	控訴審	上告審	第一審	控訴審	上告審	第一審	控訴審	上告審	第一審	控訴審	上告審			
大正12年 (1923)	民事	185,369	46,656	3,364	907	9,634	1,132	126	856	52	50,407	2,965	371	15
	刑事	79,141	6,378	1,940		5,401	498	71	713	91	17,921	2,149	179	64
大正13年 (1924)	民事	205,561	54,873	3,853	1,163	8,350	1,082	155	962	68	54,810	3,177	358	16
	刑事	84,125	7,043	2,448		3,846	390	65	739	99	21,569	1,729	174	96
大正14年 (1925)	民事	226,677	53,812	4,151	1,247	7,789	1,119	206	1,302	80	55,927	3,564	464	11
	刑事	92,809	6,446	2,132		4,130	538	127	809	119	26,922	1,638	162	70
大正15年 (1926)	民事	253,682	44,879	4,374	1,262	7,933	1,118	238	930	88	58,851	4,153	666	12
	刑事	93,845	6,429	2,171		4,077	507	113	894	135	31,399	1,556	161	70
昭和 2 年 (1927)	民事	268,825	42,695	4,086	1,348	7,658	1,035	211	1,165	93	59,872	3,608	569	12
	刑事	93,886	5,924	1,885		4,213	532	100	1,541	142	26,346	1,448	131	192
昭和 3 年 (1928)	民事	268,907	42,698	3,931	1,405	8,266	955	204	986	112	59,031	3,824	508	20
	刑事	87,104	5,773	2,103		4,242	482	93	1,760	189	35,309	1,567	161	156
昭和 4 年 (1929)	民事	285,707	45,853	4,810	1,605	6,289	376	130	863	107	57,635	3,864	526	39
	刑事	98,624	5,197	1,586		4,202	499	74	1,366	174	41,917	1,762	164	249
昭和 5 年 (1930)	民事	692,496	66,411	7,234	2,675	8,782	1,458	294	1,011	125	54,773	4,822	908	62
	刑事	103,514	6,341	2,109		2,962	358	70	1,437	139	47,349	2,136	188	247
昭和 6 年 (1931)	民事	709,468	59,637	6,571	3,515	11,377	1,747	384	1,088	122	53,608	3,439	754	79
	刑事	98,285	5,663	1,791		3,494	386	70	1,317	123	28,555	1,943	173	317
昭和 7 年 (1932)	民事	707,369	57,117	6,243	3,862	10,300	1,433	330	1,216	136	49,478	2,831	702	186
	刑事	98,007	6,263	1,880		3,375	364	51	1,613	122	27,564	1,810	160	445
昭和 8 年 (1933)	民事	615,061	52,624	6,132	3,554	11,167	1,388	207	1,330	160	45,646	2,786	624	121
	刑事	110,304	6,674	2,011		2,998	389	104	1,485	134	26,966	1,684	176	523
昭和 9 年 (1934)	民事	554,432	50,473	5,723	3,452	11,789	1,879	338	1,200	234	43,582	2,581	642	135
	刑事	120,379	6,365	1,923		3,179	272	45	1,561	110	47,836	1,643	166	754
昭和10年 (1935)	民事	521,258	50,178	5,492	3,104	9,510	1,883	354	1,061	181	46,414	2,562	664	82
	刑事	117,080	6,930	1,821		2,907	297	48	1,865	85	47,263	1,708	204	651
昭和11年 (1936)	民事	483,400	47,290	5,254	2,768	9,175	1,649	313	1,267	118	47,404	2,766	758	88
	刑事	120,931	9,194	3,057		3,258	308	44	1,752	83	44,277	1,708	217	457
昭和12年 (1937)	民事	406,674	46,076	4,414	2,602	9,369	1,347	257	1,333	222	51,695	2,762	656	139
	刑事	113,462	7,556	3,096		3,142	292	36	1,847	105	44,945	1,772	211	542
昭和13年 (1938)	民事	335,013	44,142	4,341	2,413	9,255	1,774	269	1,057	181	34,515	2,987	799	126
	刑事	101,922	6,082	2,013		3,288	296	33	1,881	90	25,432	1,551	214	534
昭和14年 (1939)	民事	251,126	41,645	4,346	1,935	8,325	1,326	297	938	148	26,463	2,398	891	-
	刑事	92,086	5,034	1,249		3,145	246	37	2,191	35	37,580	1,295	192	-
昭和15年 (1940)	民事	197,003	41,319	3,644	1,992	8,116	1,315	200	632	125	42,558	2,605	668	43
	刑事	113,120	5,711	1,541		3,321	230	33	2,691	25	43,291	1,103	131	461
昭和16年 (1941)	民事	164,004	40,402	3,704	1,786	7,408	1,374	206	550	91	36,558	2,593	718	21
	刑事	122,183	7,117	1,996		4,009	298	39	3,441	45	49,043	1,469	159	531
昭和17年 (1942)	民事	-	-	-	-	6,252	1,248	165	428	84	27,533	2,371	761	30
	刑事	123,426	5,362	2,533		3,308	301	64	4,080	45	45,666	1,466	210	500

民事に関しては「裁判所」別、②刑事に関しては「審級」別になっているのは、同じ司法省でも①民事局と②刑事局とで統計の取り方が異なるからであるが、関東州ならびに南洋群島の統計資料が①民事局と同様「裁判所」別であるのに対して、台湾ならびに朝鮮の統計資料は②刑事局と同様「審級」別になっているので、内地の裁判所との比較に関しては、①関東州・南洋群島の数字に関しては民事、②台湾・朝鮮の数字に関しては刑事を対比すると正確であろう。

もつとも、南洋群島の裁判件数の少なさは、以上の厳密性を問題とするまでもなく、一見して明白である。〔図表1〕の引用判例が朝鮮↓台湾↓関東州の順に多いのも、また、南洋群島の判例の引用がないのも、基本的には裁判件数の多寡に対応したものと考えられる。

一方、すでに述べたように、南洋庁の法院に配置された裁判官の数は、全部で三人にすぎないから、彼ら三人が、上記僅少な裁判例について、わざわざ判例集を編纂して出版するなどということは、およそ考えにくい。

4 法律雑誌

また、先に見たように、南洋群島には、弁護士は一人も存在しなかったようであるから、法曹団体による機関誌についても、存在しなかつたろう。

民間の法律雑誌の刊行についても同様である。

5 南洋群島関係判例

では、内地の法律雑誌において、南洋群島の裁判例が掲載された例はあるだろうか。筆者は、いまだかつて一例も見ることがない。もしご存じの方がいらっしゃれば、ぜひともご教示いただきたい。

ところで、南洋群島において裁判所の取扱事件が少ない理由につき、『南洋群島要覧（昭和七年版）』は「事件件数は刑事、民事共に少し、之れ人口の多からざると其の大部分を占むる島民が概して其の性質順良にして克く我が治政に帰服し、且生活安易にして財産欲に恬淡なるに基因するが如し」と分析している。³⁹⁾ところが、『同（昭和一〇年版）』にな

ると、当該個所の記載は若干変化して、「群島々民は概して性質順良にして克く我が治政に帰服し且生活安易にして財産欲に恬淡なる為一部の特殊事件を除く外取扱事件概して多からずと雖近時入住者の漸増と社会情勢の複雑化に伴ひ取扱事件又漸次増加の趨勢にあり」とされている⁽⁴⁰⁾。

原住の島民はともかく、国家の積極的な開発・植民政策が進むにつれ、それに伴う新たな類型の紛争が増加していることは疑いない。それらの事件は、どのようにして処理されているのだろうか。

(1) 昭和六年五月五日付法律新聞三二五八号四頁「(雑報) 旧独逸領裏南洋諸島に於ける燐鉱石採掘に関する訴訟」判決全文を採録する同記事は、その冒頭で「標題の事件につき保管証書請求の訴訟である。問題が新領土で多少国際的に興味ある事件である」とコメントしている。

事案は、第一次世界大戦中に遡る。原告Xらは大正三年一〇月に南洋経営組合を組織して、日本海軍が占領したアンガウル島にあったドイツ南洋燐鉱株式会社⁽⁴¹⁾の設備を用いて燐鉱石を採掘・搬出していたが、翌大正四年七月海軍省はXらの組合の経営を中止させ、設備一切を海軍省に引き継ぐとともに、Xらがすでに採掘した燐鉱石についても、一トンにつき三円の割合で帝国政府公債証書を中央金庫に供託させたいと、その保管証書を海軍省に提供すべき旨を命じ、その後、この保管証書は、海軍省より南洋庁を経て、国(Y)の特殊財産管理局に預託されている。海軍省がXらに対して公債証書を供託させたいと保管証書を徴求した趣旨は、将来日本国が上記ドイツ南洋燐鉱株式会社からXらの燐鉱石採掘行為について損害賠償を請求された場合に備えての担保のためであった。しかし、ヴェルサイユ条約二九八条付属書により、本件のような場合に関しては、ドイツ国民は損害賠償ができないこととされた。そこで、Xらは、国(Y)に対して、担保のために提供した保管証書の返還を請求したのが本件訴訟である。

判旨は、Xらの主張を認めて、国(Y)に対して保管証書の返還を命じたが、この事件を審理したのは、東京地方裁判所であった(昭和元年(ワ)第四八八三号。昭和六年四月二〇日第三民事部判決)。

(2) 昭和一〇年一月二十五日付法律新聞三九二二号四頁〔判決特報〕遠距離豪華版〕

同記事も判決全文を掲載しているが、記事の見出しの意味するところは、コメントによれば「上告人は南洋庁サイパン島、被上告人はあゝ実にナント、樺太大泊……帝国の版図内にこれ以上の遠距離を想像する事は出来ない」。北の外地に居住するXから、南の外地に居住のYに対する、約束手形金請求事件である。第一審は樺太地方裁判所であるが、Y自身は樺太に赴かず、また訴訟代理人弁護士も立てなかったようである（前述したように、樺太には弁護士がほとんどいない）。樺太地方裁判所は昭和九年五月三二日X勝訴の判決を言い渡したが、同裁判所は、南洋庁の管轄地域に住する者に対しては郵便送達の方法が認められていないことを看過し、その結果、Y宛の郵便送達は横浜郵便局より樺太裁判に返戻されて、改めて南洋庁法院に対しYへの送達を囑託する手続をとったことから、Yが控訴状を札幌控訴院に提出したときには、控訴期間が過ぎてしまっていた。札幌控訴院は、昭和九年九月一〇日、控訴期間徒過を理由にYの控訴を却下したため、Y上告。

上告審はもちろん大審院ということになるが、判旨は、「当事者が受訴裁判所の所在地（＝第一審・樺太地裁の所在地である樺太・豊原町）に住所其他送達を受くべき場所を有せず且民事訴訟法第一七〇条第一項の届出（＝送達場所等の届出。現行民訴法一〇四条一項）を為さざるときは其者に対して送達すべき書類は同法第一六九条第一項（現行民訴法一〇七条一項・二項）の規定に依り送達すべき場所に宛て書留郵便に付して之を発送することを得るものにして此の場合に於ては右書類が当事者に到達すると否とを問はず其の書類を発送したる時に於て送達ありたるものと看做すことは同法第一七三条〔現行民訴法一〇七条三項〕の明定するところなり」として、Yの上告を棄却した（昭和九年（オ）第三一二三号。昭和一〇年九月六日大審院第二民事部判決）。送達に関する著名な民集登載判例である（民集一四卷一五二三頁）¹²。

同様の事案としては、朝鮮の域内において起きた事件として、京城覆審法院（昭和八年（民抗）第一〇号）昭和八年

四月一八日民事三部決定・法律評論二二卷民訴二九七頁があり、同決定は、上記大審院判決に関する評釈でも引用されている。⁽⁴³⁾このように、戦前に日本が有していた外地という特殊な地域は、今日の送達をめぐる判例や立法に影響を与えているのであるが、民事訴訟との関係でいえば、とくに内地に本拠を置く者の間では、外地の財産等をめぐる紛争に関しては、管轄裁判所を内地の裁判所とする旨の合意をするのが通常であろう。南洋群島の裁判所の取扱事件数が、他の外地と比べて極端に少ない理由も、当事者間で管轄の合意がされるためではあるまいか。

(3) 昭和一九年三月五日付法律新聞四九〇二号一頁〔判決特報〕南洋諸島に施行されて「い」る法令

右管轄の問題との関係では、本記事も非常に興味深い。論点は、直接には外地法である「南洋庁及所属官署ノ民事訴訟ニ関シ国ヲ代表スルノ件」(大正二二年一月二七日勅令第二九号)の適用の有無なのであるが、同勅令に基づき南洋庁あるいは南洋庁の所属官署が民事訴訟の当事者になるとされた場合、その管轄裁判所は、内地の裁判所ではなくして、南洋庁法院ということになる。

当事者(Xら)は、サイパン島に居住するスペイン系の住民で、彼らの祖父は、同島をスペインが領有していた明治二七年にスペイン政府より本件土地の下付を受けたが、その後明治三二年以降のドイツ領時代を経て、同島が日本の委任統治領となり、南洋庁が設置されると、日本国(Y)は、本件土地はドイツ国の土地であったから、ヴェルサイユ条約により日本国に帰属したとして、Xらの所有を否定するに及んだので、Xらは、日本国(Y)とその代表者である拓務大臣を被告とする所有権確認請求訴訟を、被告の所在地を管轄する東京区裁判所に提起した。しかし、東京区裁は、本件は上記大正二二年勅令一条(「南洋庁ハ其ノ所管又ハ監督スル事務ニ係ル民事訴訟ニ付国ヲ代表ス」)にいう「其〔南洋庁〕ノ所管又ハ監督スル事務」に該当するから、Xらは拓務大臣ではなく南洋庁に対して訴えを提起しなければならず、そして、その場合の管轄裁判所は、内地の裁判所ではなく、南洋庁の所在地を管轄する南洋庁法院であるとしてXらの訴えを却下し、控訴審・東京民事地方裁判所も、同様の理由でXらの控訴を棄却したため、Xらは上告。

大審院も、右の論点に関しては第一審・控訴審と同様の見解に立ったが、しかし、裁判長（岡村玄治）は、上告状の被告の記載を、右の見解に従って拓務大臣から南洋庁長官に補正するようXらに命じたうえで、Xらが補正をするや、この点を捉えて本件を第一審まで差し戻すという大技に出た。すなわち、この補正によって、上告状のみならず第一審の訴状や第二審の控訴状における国の代表者の記載もまた、遡って拓務大臣から南洋庁長官に変更されたことになるから、訴状・控訴状の送達や期日の呼出しを補正後の被告である南洋庁長官に対して行っていない第一審・控訴審の判決は、いずれも違法になる、というのである（昭和一七年（オ）第一三〇号。昭和一九年二月二六日大審院第一民事部判決）。

本判決もまた民集登載判例であり（民集二三卷七五頁⁴⁴）、今日においては、上告状の補正の効力は遡及して訴状・控訴状に及ぶ旨を判示した先例的判決として、最（三小）判昭和三一年四月一〇日民集一〇卷四号三六七頁⁴⁵の上告理由や、最（二小）判昭和四九年四月二六日民集二八卷三号五〇三頁⁴⁶の判旨で引用されているのであるが、この民事訴訟法上の論点が、南洋群島における外地法の適用問題と関連していたことについて、知る人は少ないだろう。

三 判例引用・判例研究の「劣化」現象について

以上のように、旧・外地をめぐる法律問題は、さまざまな場面で、今日の判例・学説さらには立法に対し、直接・間接に影響を及ぼしている。そして、その中でも最も直接的な形で影響力を与えているのが、本稿冒頭〔図表1〕に掲げた諸判例といえる。筆者の主たる関心も、それらの諸判例が今日有している先例的意義の側にあるが、しかし、本稿冒頭で述べたように、今回は、これらの判例に関する個別的考察の部分掲載する紙幅がない。そこで、以下では、今次筆者が行っている過去の判例の横断的検討の作業と関連して、近時の実務における判例引用や研究者の判例研究の問

題点について触れておくことで、続く本体的考察への橋渡しとしたい。それは、近時の判例研究においては、過去の判例の引用が、以前の判例研究と比較して、むしろ減ってきている、という点である。

1 戦前の判例検索

〔図表1〕の外裁裁判所の判例を引用する以後の判例七一件のうち、最も古いものは〔11〕を引用する大判大正九年三月一〇日、最も新しいものは〔46〕を引用する東京高決平成五年八月九日であり、戦前の判例は一六例（大正期三例・昭和期一三例）、戦後の判例は五五例（昭和二〇年代一八例・昭和三〇年代一七例・昭和四〇年代一四例・昭和五〇～六三年四例・平成期二例）と、外地裁判所の判例を引用する判例については、とくに昭和五〇年代に入ってから以降の落ち込みが著しい。これは、終戦から時を経るにつれて、外地裁判所の判例に先例的意義が見出されなくなってきたためであろうか。

筆者は、そのようには考えていない。というのも、戦前の判例を引用しなくなってきたのは、とくに外地の裁判所に限った事柄ではなく、内地の裁判所の判例に関しても、まったく同様の傾向が認められるからである。

ところで、戦前の判例における当事者や裁判官は、どのような方法で過去の判例（内地・外地を問わず）を発見していたかといえば、戦前の判例検索用のツールには、次のようなものがあった。

- ① 『法律学説判例総覧』（法律評論社、一九一七年）
- ② 『判例体系』（啓法会、一九三二年）
- ③ 『判例総覧』（帝国判例法規出版社、一九三五年）

このうち、①は、「法律評論」掲載の判例・学説をテーマ別に再編集したもので、同書は大正六年の『民法総則編』発刊以降、頻繁に増補・改訂を続けて、戦後の中央大学出版部の刊本（後掲④）へと引き継がれる。

一方、昭和期に入ってから登場した②と③のうち、②は戦後の第一法規版（後掲⑥）と同じく加除式で、〔図表1〕

【19】を引用する大判昭和一三年二月八日の上告理由に「大正一四、七、二四朝高院判評論一四卷民法七二三頁判例体系前掲六七五頁等御参照」とあり、【53】を引用する大判昭和一七年三月二六日の上告理由に「同趣旨昭和一一年（上民）第二三五号同一二年二月一三日台湾高等法院上告部判決法律新聞第四一〇三号一七頁判例体系民法総則編下一〇九四ノ一頁御参照」とあり、【13】を引用する最（三小）判昭和二五年四月一日の上告趣意に「大正九年（れ）第二八号同年七月二四日関東庁高等法院刑事部判決、判例体系刑法各論下一七四三頁、法律新聞第二七三八号一六頁」とある「判例体系」とは、戦後の⑥第一法規版ではなく、②の啓法会版である。

戦前の判例引用における出典の挙示につき、「法律新聞」「法律評論」といった民間の判例集の引用が多いのも、上記検索ツールの編者における判例収録方針が、これを利用する読者の側に反映されたものである。たとえば「法律評論」は「法律新聞」掲載判例を転載・収録する方針をとっているため、結果として①『法律学説判例総覧』の収録判例もまた「法律新聞」に依存している。本稿【図表1】（A）外地裁判所の判例に関して、（B）外地の公式判例集や（C）外地の法律雑誌ではなく、（D）「法律新聞」や「法律評論」を引用する例が多いのは、こうした原因による。

なお、③は、昭和一〇年『刑法判例総覧』、『刑事訴訟法判例総覧』、昭和一二年『民法判例総覧』刊行の後、戦後刊行の『民事訴訟法判例総覧』（昭和二九年〜）、『商法判例総覧』（昭和三〇年〜）へと領域を広げてゆく。

2 戦後・昭和期の判例検索

一方、戦後になると、以下のような書籍が新たに発刊されるが、これら検索ツールの編者の判例収録方針ないし個性・嗜好によって、これを利用する読者の判例引用の内容が左右されること、戦前と変わりはない。

- ④ 『法律学説判例総覧』（中央大学出版部、一九五〇年〜）
- ⑤ 『新判例体系』（新日本法規、一九五一年〜）
- ⑥ 『判例体系（第一期）』（第一法規出版、一九五四年〜）・『同（第二期）』（一九七四年〜）

⑦ 『判例体系』（有信堂、一九五四年）

【図表1】【57】を引用する広島地判昭和四〇年二月一〇日の判旨に「朝高院昭和一三年二月一八日民判、判例体系人事訴訟手続法三四四頁参照」とあり、【51】を引用する最（一小）判昭和四二年四月二七日の上告理由^④第二点に「昭和一一年六月一三日台湾高等法院判決——判例体系八、四、一四五頁」とあり、【59】を引用する最（三小）判昭和四六年一月一六日の上告理由に「台湾高等法院上告部昭和三年五月二五日判決・法律新聞四、二九三号一六頁、評論二七卷民法五一五頁、判例体系一四卷（4）一、三三〇頁」とある「判例体系」は、⑥の第一法規版である。

また、【60】を二つの大審院判例とともに引用する最（一小）判昭和四〇年七月八日の上告理由における「大審・昭和六年（オ）第一〇六六号、同一二年（オ）第三七六号、朝高法昭和一三年（民上）第三〇九号、大審・昭和一五年（オ）第三三三三号——民事訴訟法判例総覧四二五一頁以下——」は、上記③戦前から継続していた『判例総覧』シリーズのうち戦後刊行の渡辺葆（編）『民事訴訟法判例総覧（第五卷）』（帝国判例法規出版社、一九五九年）の旧民法三二六条部分（なお、全七巻からなる同書は通頁である）掲載の判例を摘記したものであるが、しかしながら、同書の編者が、いかなる方法で【60】の朝鮮高等法院判決を発見したのかは明らかではない。

すでに触れたように、戦前の法律雑誌のうち「法律新聞」掲載判例に、事件番号や裁判年月日の欠落が認められるのは、読者からの情報提供に依存していたためと見受けられた。一方、「法律評論」の中にも、事件番号・裁判年月日や出典が不明のものが散見される。この傾向は、上記検索ツールにおいては、いっそう顕著であり、その結果、上記諸判例のごとく、検索ツールそのものが判例の出典として引用されることとなる。そして、この点は、【図表1】に掲げた外地裁判所判例に限った事柄ではなく、内地裁判所の判例引用についても共通して認められる現象である。

3 平成期・電子データベースを用いた判例検索

もっとも、以上のような紙媒体の時代における判例の引用は、現在の電子データベースの時代よりも、はるかに豊富

で充実していた。その理由は、上記紙媒体の検索ツールにあつては、戦前の判例につき、①大審院の公式判例集（『民
録』『刑録』『民集』『刑集』）のほか、②民間の判例集（『法律新聞』『法律評論』『法律新報』『大審院判決例』『大審院
判例全集』など）掲載の大審院および下級審判例ならびに外地の判例、③法曹団体の機関誌（『法曹記事』『法曹会雜
誌』など）、④大学紀要（東北帝国大学「法学」など）のほか、本稿で検討した⑤外地の公式判例集と法曹団体の機関
誌、さらには⑥出典不明の裁判例が、広く収録されていたのに対して、現在ある電子データベースについては、目下
のところ、①の公式判例集に未登録の大審院判例ならびに下級審裁判例については、ほとんど収録されていないからであ
り（現に、外地裁判所判例に関して、【12】【21】【44】のわずか三件しか収録されていないことは、【図表1】で提示し
た通りである）、その結果として、今日の判例引用や判例研究は、過去の時代より非常に見劣りする。

本稿の検討対象である外地裁判所判例を用いて、電子データベースの欠陥を指摘するならば、以下のごとくである。

【図表1】（F）欄掲記の七一件の判例のうち、当事者の主張ではなく「判旨」が外地裁判所判例を引用しているのは、
古い順に(1)【32】を引用する大阪高判昭和三四年七月三十一日、(2)【56】を引用する名古屋地判昭和四〇年一〇月一六日、
(3)【57】を引用する広島地判昭和四〇年一二月一〇日、(4)【12】を引用する大阪高判昭和四一年四月二一日の、四つの
下級審裁判例である。

しかし、(1)【32】を引用する大阪高判昭和三四年七月三十一日の判旨は「しかして満一五歳未満の養子が原告となる場
合に、その法定代理人としては、本件における如く、養子の実父母が当然に法定代理人となるとする見解（朝鮮高等法
院昭和五年民上三一二号同年八月二日民事部判決同趣旨）には賛成し難いものがある。」というもの、また、(2)【56】
を引用する名古屋地判昭和四〇年一〇月一六日の判旨は「民法第二二三条の無償通行権は被通行地の特定承継人には対
抗することを得ない旨の見解（朝鮮高等法院昭和十二年一月二日判決）があるが、かかる見解は被通行地所有者の
恣意により袋地所有者の既得権を不当に剝奪する結果になるから到底賛同し難い。」というもので、【32】判決の立場に

ついでには、その後の判例もこれを否定しており、【56】判決の立場についても、【図表1】にも掲げた東京高判昭和三七年一月三〇日（上告審）・最（三小）判昭和三七年一〇月三〇日⁴⁸によってすでに否定されているから、先例的意義の有無（活滅）に関して、結論的にいえば、【32】【56】のいずれの朝鮮高等法院判例とも「活きていない」。

一方、(3)【57】を引用する広島地判昭和四〇年二月一〇日の判旨は、次のようなものであった。

しかも、元来、人事訴訟法第七条第二項本文が併合を禁止した理由は、異種の訴訟手続に属する訴を併合審理することによる不便を避けると同時に重要な身分関係に関する訴訟審判の周到迅速を期する趣旨によるものであるから、本訴二個の請求の併合について、その手続の種類からいっても、また両請求の間に存する前記の如き関係からみても右併合禁止の精神に抵触しないものと解するのが相当である。（朝高院昭和一三年二月一八日民判、判例体系人事訴訟手続法三四四頁参照）

右判旨のいう「人事訴訟法」とは、現行「人事訴訟法」（平成一五年七月一六日法律第一〇九号）ではなく、同法制定により廃止された「人事訴訟手続法」（明治三一年六月二一日法律第一三三号）を指している。⁴⁹だが、現行人事訴訟法は請求の併合および反訴を広く認める立場に改正されているので（二七条・一八条）、【57】判決の論点は、過去のものとなった。すなわち、判例の活滅に関していえば、【57】判決も、現在は「活きていない」。

だが、以上のような判例の先例的意義に関する考察は、【32】【56】【57】の現物を参照してはじめて可能となる事柄である。ところが、電子データベースでは、これらの判例については、まったく表示されない。たとえば「KJ」法律情報データベースLEX/DBインターネットは、「書誌表示」に「引用判例」（当判例が引用している判例等）、「被引用判例」（当判例を引用している判例等）が掲載されているためたいへん便利であるが、上記(1)大阪高判昭和三四年三月三二日・(2)名古屋地判昭和四〇年一〇月一六日・(3)広島地判昭和四〇年二月一〇日のいずれを検索しても、【引用判例】欄に【32】【56】【57】判決は出てこない。これは外地の判例に限った事柄ではなく、およそ戦前の裁判例については、データベースに未収録のものは、たとえそれが「判旨」中に引用されていたとしても、そもそも表示されないの

ある。

この欠陥は、判例が今日もなお「活かしている」場合には、さらに切実である。外地の判例を例にとれば、(4)【12】を引用する大阪高判昭和四一年四月二一日がそれであつて、同判決の判旨には、以下のようにある。

次いで破防法第三八条第二項第二号にいう「内乱罪を実行させる目的」の解釈に関する原判決の説示に対する検察官の論旨につき考察すると、原判決は破防法第三八条第二項第二号にいう「内乱罪を実行させる目的」について検察官が前記控訴趣意第二点において指摘したような説示をしているのであるが、従来わが国の裁判所は内乱罪の成否の認定については数少ない判例においてではあるがきわめて慎重な態度を保持しており、(朝鮮高等法院特別刑事部の大正九年三月二二日附決定及びいわゆる五、一五事件に関する大審院の前記昭和一〇年一〇月二四日附判決参照) 原判決も右大審院判決の見解に従つて内乱罪の成否を決すべきであるという解釈をしているものと思料されるどころ、直接に朝憲素乱の事態を惹起することを目的としないう行為はたとえその行為を機運として新たに発生することあるべき他の行動により朝憲素乱の事態を現出することを予想したものであつても内乱罪の成立を肯定し得ないとの見解が誤であるとは考えられない。

わが国において内乱罪（刑法七七条・七八条）で起訴された事件は、戦前の四例のみ——その一と二は、朝鮮三・一運動に関する朝鮮高等法院の大正九年三月二二日の二つの決定（大正八年（特予）第一号・第五号事件と大正八年（特予）第二号事件）、その三は、上記引用にもある五・一五事件で大川周明らが起訴された大判昭和一〇年一〇月二四日刑集一四卷二二六七頁、その四は、神兵隊事件の大判昭和一六年三月一五日刑集二〇卷二六三頁——である。

一方、戦後制定の破壊活動防止法（昭和二十七年七月二一日法律第二四〇号）は、三八条二項で「刑法第七八条、第七九条又は第八八条の罪」の「教唆をなした者」（一号）、右内乱・外患誘致の予備・陰謀、幫助を「実行させる目的をもつて、その実行の正当性又は必要性を主張した文書又は図画を印刷し、頒布し、又は公然掲示した者」（二号）、上記の罪を「実行させる目的をもつて、無線通信又は有線放送により、その実行の正当性又は必要性を主張する通信をなし

「た者」(三号)は、「五年以下の懲役又は禁^(刑)こに処する」旨を規定しているが、実際に問題となっているのは二号に関する以下の四例であり、そして、いずれのケースに関しても、第一審より無罪が言い渡され、検察官の控訴・上告にもかかわらず無罪が確定している。【12】を引用する大阪高裁判決は、そのうちの③京都事件の第二審判決である。

① 釧路事件……〔第一審〕釧路地判昭和二年九月一日判時三六号三頁・判夕四二号八〇頁↓〔控訴審〕札幌高判昭和三年三月三〇日高刑集三卷七号三一〇頁

② 津事件……〔第一審〕津地判昭和三〇年二月二十八日判時四八号三頁↓〔控訴審〕名古屋高判昭和三七年二月二十四日下刑集四卷一一・一二号一〇〇一頁↓〔上告審〕最(一小)決昭和四二年七月二〇日判時四八号三頁

③ 京都事件……〔第一審〕京都地判昭和三十一年二月二十七日判時一一二号一頁↓〔控訴審〕大阪高判昭和四一年四月二一日(Ⅱ本件事案)↓〔上告審〕最(二小)判昭和四二年九月二二日判時四九六号七六頁⁽¹⁾

④ 岐阜事件……〔第一審〕岐阜地判昭和三四年一月二七日判時一八三号五頁↓〔控訴審〕名古屋高判昭和三九年一月一四日高刑集一七卷一頁・判時三九六号二四頁↓〔上告審〕最(二小)決昭和三九年一月二二日判時三九六号一九頁

そして、上記判旨引用にもあるように「従来わが国の裁判所は内乱罪の成否の認定については数少ない判例においてはあるがきわめて慎重な態度を保持しており」、【12】の朝鮮高等法院決定は、その先鞭をつけた判例として位置づけられている。⁽²⁾すなわち、【12】の朝鮮高等法院判例は、現在もなお「活かしている」。

だが、先に触れたように、朝鮮高等法院の大正九年三月二二日の決定には、①六〇歳の男性ほか四七人を被告人とする大正八年(特予)第一号・第五号事件と、②三五歳の男性ほか二六人を被告人とする大正八年(特予)第二号事件の二つがあるところ、その後の判例あるいは今日の学説によって引用されている【12】は②第二号事件であって、①第一

号・第五号事件に関する決定の側は、法律新聞に掲載されているにもかかわらず、引用されない。

これは、実は過去の紙媒体による検索時代から生じていた問題であって、法律新聞の掲載号・頁が、①第一号・第五号事件については一六七八号一三頁、②第二号事件については一六八七号一三頁と紛らわしいため、両者が混同されて②第二号事件決定だけが残り、①第一号・第五号事件決定の側が忘れ去られたものであろう。

一方、電子データベース時代の問題に関していえば、「**図表1**」にも掲げたように、②第二号事件決定の側は、『判例』登載ではないがLEX/DBに収録されており、裁判年月日を打ち込めばヒットする。ところが、上記大阪高判昭和四二年四月二一日の側を検索した場合、その「書誌表示」画面には「**引用判例**」（当判例が引用している判例等）が何も表示されない。データベースに収録されている②第二号事件決定のみならず、『**刑集**』登載判例である昭和一〇年一〇月二四日の五・一五事件判決にもリンクが張られていないのである。

以上を要約するに、外地の裁判所の判例が引用されないのは、外地の判例に先例性が認められないからではなく、ただ単に、判例（ないし判例を収録した文献）を発見・参照しにくいからであって、同様の事柄は、内地の判例についても等しく当てはまる。また、少なくとも現時点においては収録判例数が貧困で偏りのある電子データベースに依存する今日の判例引用や判例研究は、かつての紙媒体による検索の時代より貧弱な内容となっており、電子データベースに関して、せめてかつての『**法律学説判例総覧**』『**判例体系**』に収録してあった情報程度は早急に入力されなければ、この「劣化」傾向は今後も続くであろう。

個々の事件に関する考察は次回に送ると述べておきながら、立ち入った議論に紙幅を費やしてしまった。残る外地の判例の先例性の有無に関して、次回改めて考察したい。

(1) 松岡修太郎「外地法」『新法學全集(第五卷・行政法Ⅳ) 公企業法、交通・通信法、外地法』(日本評論社、一九三六年)六〇七頁注(一)によれば、「外地といふ語は、昭和四年拓務省設置に際し省の名称及び総督の権限の問題にからんで、主として朝鮮の官民が統治政策上朝鮮が『植民地扱ひ』されることを悦ばなかったことから、植民地といふ語を忌み、拓務省設置後、小村(欣一)拓務次官の座談から、これに代る語として『外地』といふ語が生れた。未だ法律上の用語として公式に採用せられてはゐないが、一般には漸次用ゐられつつある。従来用ゐられてゐた内地といふ語に対して作られた語である」という。ただし、法令上も「外地」の用語は、昭和九年六月九日通信省令第五一号「外地電話規則」、昭和十五年三月二十九日法律第五五条「所得税法人税外地球渉法」等で用いられている。「内地」「外地」の区別に関しては、さらに、清宮四郎①「外地及び外人」公法雜誌二卷一号(一九三六年)一頁、同②「外地法序説」(有斐閣・公法叢書、一九四四年)一頁以下、山崎丹照「外地統治機構の研究」(高山書院、一九四三年)一頁以下、外務省条約局第三課(編)「外地法令制度の概要」(『外地法制誌』第二部)(外務省条約局、一九五七年)……(復刻版)『外地法制誌(第二卷)』(文生書院、一九九〇年)一頁以下、向英洋「詳解・旧外地法」(日本加除出版、二〇〇七年)六頁以下参照。

(2) 法律新聞一一一八号(大正五年五月二〇日発行)二六頁三段目部分を転記したものであるが、同様の「謹告」は、一一二〇号(大正五年五月三〇日発行)二〇頁二段目、一一九〇号(大正五年一月二五日発行)一九頁二段目など、しばしば告知されている。なお、引用中「判決の年度番号及び言渡年月日」がゴチャクであるのは原文の「ママ」で、法律新聞に掲載の判例について、事件番号や裁判年月日不明のものが時折認められるのは、読者から提供された判例情報不完全なためであることが分かる。

(3) 日本統治時代の台湾に関しては、台湾総督府官房文書課(編纂)『台湾統治綜覧』(台湾総督府官房文書課、一九〇八年)……(復刻版)『二〇世紀日本のアジア関係重要研究資料三』単行図書資料(第一卷)(龍溪書舎、一九九九年)、外務省条約局法規課(編)『台湾の委任立法制度』(『外地法制誌』第三部の一)(外務省条約局、一九五九年)、同『法令綜覧』(『外地法制誌』第三部の二)(一九六〇年)、『日本統治下五十年の台湾』(『外地法制誌』第三部の三)(一九六四年)、『台湾二施行スヘキ法令ニ関スル法律(六三法、三一法及び法三号)の議事録』(『外地法制誌』第三部附属)(一九六六年)……(復刻版)『外地法制誌(第三卷)』(同(第四卷))『同(第五卷)』(同(第六卷))』(文生書院、一九九〇年)。最近の業績として、宮畑加奈子「日本統治時代の台湾における司法実務の運用について」広島経済大学創立四十周年記念論文集(二〇〇七年)一一六頁、岡本真希子「植民地官僚の政治史—朝鮮・台湾総督府と帝国日本」(三三社、二〇〇八年)、黒木信頼「内閣文庫における台湾関係資料—アジア歴史資料センター公開『台湾総督府刊行物』を中心として」北の丸(国立公文書館)四二二号(二〇〇九年)九五頁、浅古弘「歴史分析と法—日治時代の台湾法院記録資料」王泰升(編)『跨界的日治法院檔案研究』(国立台湾大学人文社会公等研究院・東亞法治興人權叢書系列(10))元照出版公司、二〇〇九年)三二一頁、後藤武秀「台湾法の歴史と思想」(法律文化社、二〇〇九年)、西英昭①

- 『台湾私法』の成立過程——テキストの層位的分析を中心に——（九州大学出版会、二〇〇九年）、同②「台北における図書館・文献検索情報——入門編・三訂版」法史学研究会会報一六号（二〇一二年）一九二頁（とくに一九九頁以下）。
- （4）なお、この時代の（内地の）大審院の判例に、「按スルニ裁判所構成法第五十条第一ノ（ロ）ニハ『控訴院ノ決定及命令ニ対スル法律ニ定メタル抗告』トアリ茲ニ所謂控訴院ハ裁判所構成法所定ノ控訴院ヲ指スモノニシテ台湾総督府覆審法院ヲ含マサルカ故ニ当院ハ本件ニ付キ裁判権ヲ有セス」と判示したものがある（大判大正四年一〇月九日民録二二輯一六二六頁）。当事者は、当時の台湾が高等法院を廃止して地方法院・覆審法院の二つになっていったことから、覆審法院の上位に内地の大審院が位置づけられると考えたのであろうが、そもそも外地の裁判所は（次述の樺太を除けば）裁判所構成法上の裁判所ではない。
- （5）内地法の「依用」に関しては、さしあたり、向・前掲注（一）三四頁以下参照。
- （6）「ジュノー号事件」とは、日本海軍の要港部のある馬公に碇泊したオランダ汽船ジュノー号の船長に対する船舶法違反被告事件のことで（第一審）台南地方法院高雄支部単独部昭和一〇年四月二七日判決、（控訴審）台北地方法院刑事合議部昭和一〇年六月一〇日判決……いずれも法律新聞三八六号四頁、五頁に掲載、管轄が台南地方法院から台北地方法院に移った理由は、船長をスパイと断ずる在郷軍人団らの声に屈して、地元の台南裁判所高雄支部が——検察官は罰金刑のみを求刑していたにもかかわらず——船舶の没収まで命じたことから、弁護士が別の裁判所での審理を求めたためとされている。しかし、これに激怒した在郷軍人団は、弁護士を非国民・売国奴呼ばわりするに至り、ついには台湾軍参謀長名での声明まで出るに至った。だが、控訴審判決は、船舶の没収を命じた第一審判決を不当として取り消した。法律新聞のコメントは、「一審判決を覆し敢然として司法権の尊厳を維持した第二審判決は正に新湖南事件（『大津事件』）とも称すべきものであらうか」としている。
- （7）『職員録（昭和一〇年七月一日現在）』（内閣印刷局、一九三五年）七〇三頁。
- （8）『職員録（昭和三年七月一日現在）』（内閣印刷局、一九二九年）五六九頁、『職員録（昭和四年一月一日現在）』（内閣印刷局、一九二九年）二二三頁。
- （9）『国立中央図書館台湾分館・日文台湾資料目録』（国立中央図書館台湾分館、中華民國八九年〇〇〇年）三三六頁。西英昭九州大学准教授のご教示による。
- （10）日本統治時代の南樺太に関しては、『樺太要覧（明治四〇年）』（樺太庁、一九〇七年）〜『同（昭和一七年）』（一九四三年）、樺太庁（編）『樺太庁治一斑（第一回）』（樺太庁、一九一〇年）〜『同（第二〇回）』（一九二八年）、『樺太庁治要覧（第一回）』（樺太庁、一九二二年）〜『同（第一五回）』（一九三五年）、樺太庁長官官房（編）『樺太施政沿革（維新以前）』『同（維新以後）』（脇田嘉一、一九二二年）、樺太庁農林部（編）『樺太植民の沿革』（樺太庁農林部、一九二九年）、『樺太庁施政三十年史』（樺太庁、一九三六年）……〔復刻版〕『樺太庁施政三十年史（上）（下）』（原書房・明治百年史叢書、一九七三年・一九七四年）、樺太庁長官

- 官房〔編纂〕『樺太施政沿革』（樺太庁長官官房、一九四〇年）、外務省条約局法規課（編）『日本統治下の樺太（「外地法制誌」第七部）』（外務省条約局、一九六九年）……〔復刻版〕『外地法制誌（第一三卷）』（文生書院、一九九〇年）、北海道総務部行政資料室（編集）『樺太基本年表』（北海道、一九七一年）、『樺太沿革・行政史』（全国樺太連盟、一九七三年）。
- (11) 外地法制誌『日本統治下の樺太』前掲注(10)九三頁。
- (12) 〔本件評釈〕栗田正『最高裁判所判例解説刑事篇（昭和三六年度）』（法曹会、一九六六年）（二二事件）四八頁。
- (13) 〔本件評釈〕鳩山秀夫・法学協会雑誌三六卷五号（一九一八年）七六〇頁。
- (14) 〔本件評釈〕青山義武『最高裁判所判例解説民事篇（昭和三〇年度）』（法曹会、一九五六年）（七九事件）一二三頁、青竹正一①『商法（総則・商行為）判例百選』（別冊ジュリスト四九号、一九七五年）一二〇頁、同②『同（第二版）』（別冊ジュリスト八四号、一九八五年）九八頁、同③『同（第三版）』（別冊ジュリスト二一九号、一九九四年）九二頁、同④『同（第四版）』（別冊ジュリスト一六四号、二〇〇二年）九四頁、同⑤『同（第五版）』（別冊ジュリスト一九四号、二〇〇八年）八六頁、竹内昭夫・法学協会雑誌九四卷一―号（一九七七年）一六九五頁。
- (15) 〔本件評釈〕淡路剛久・法学協会雑誌八三卷二号（一九六六年）三二六頁、椿寿夫・法学セミナー一六〇号（一九六九年）八八頁、本城武雄・名城法学一五卷三―四号（一九六六年）八一頁、栗山忍『最高裁判所判例解説民事篇（昭和四〇年度）』（法曹会、一九六五年）（四四事件）一九六頁、山崎賢一①『民法の判例』（有斐閣、一九六七年）一一六頁、同②『同（第二版）』（一九七一年）一一三頁、同③『同（第三版）』（一九七九年）一二七頁、石田穰『民法判例百選Ⅱ債権』（別冊ジュリスト四七号、一九七五年）六八頁、河野弘矩・法学セミナー二五〇号（一九七六年）八〇頁、寺田正春①『民法判例百選Ⅱ債権（第三版）』（別冊ジュリスト一〇五号、一九八九年）六〇頁、同②『同（第四版）』（別冊ジュリスト一三七号、一九九六年）六〇頁、同③『同（第五版）』（別冊ジュリスト一六〇号、二〇〇一年）五八頁、同④『同（第五版・新法対応補正版）』（別冊ジュリスト一七六号、二〇〇五年）五八頁、同⑤『同（第六版）』（別冊ジュリスト一九六号、二〇〇九年）五〇頁、辻伸行『担保法の判例Ⅱ』（有斐閣、一九九四年）二〇二頁。
- (16) 〔本件評釈〕上田徹一郎・綜合法学二八号（一九六〇年）六三頁、山内敏彦・民商法雑誌四三卷五号（一九六一年）一三七頁、五十部豊久『民事訴訟判例百選』（別冊ジュリスト五号、一九六五年）一〇八頁、三淵乾太郎『最高裁判所判例解説民事篇（昭和三五年度）』（法曹会、一九六一年）（五六事件）一七七頁。
- (17) 〔本件評釈〕美濃部達吉・国家学会雑誌五二卷四号（一九三八年）五九七頁。
- (18) 同省と関連して、以下、外地行政を統括する中央機関の変遷について、補足的説明を行っておく。
- ① 台湾事務局（明治二八年）——外地行政を担当する部局として最初に設けられた中央機関は、日清戦争によりはじめて領有す

ることになった外地である台湾の事務を監督するため、内閣に設置された台湾事務局である（明治二八年六月一四日勅令第七四号）。

② 拓殖務省（明治二十九年）——翌明治二十九年には拓殖務省が設置され、拓殖務大臣は、台湾のほか、従来内務省の主管に属した北海道の事務に關しても監督するものとされた（明治二十九年三月三一日勅令第八七号）。

③ 台湾事務局（明治三〇年）・内務省（明治三十一年）・外務省（明治三十九年）——しかし、翌明治三〇年に拓殖務省は廃止されてしまひ、北海道に關する事務は内務省に戻される一方、台湾に關する事務については、再び内閣に台湾事務局が設置された（明治三〇年九月一日勅令第二九四号・第二九五号）。さらに、翌明治三十一年には、同事務局は、内閣から内務省に配置換えされた後（明治三十二年二月九日勅令第二四号）、廃止されて内務大臣官房の省内事務となる（同年一〇月二二日勅令第二五九号）。

その後、日露戦争によって得た二番目の外地である南樺太に關しても、内務省の所管とされたが（明治四〇年五月一日勅令第一六六号）、ただし、樺太庁長官は、郵便・電信・電話に關しては通信大臣、銀行・関税に關しては大蔵大臣の監督を受けるものとされた（明治四〇年三月一五日勅令第三三三号「樺太庁官制」九条）。

これに對して、同じく日露戦争によって獲得した関東州租借地は、外務大臣の監督下に入った（明治三十九年勅令第一九六号「関東都督府官制」三条）。

④ 拓殖局（明治四三年）——だが、明治四三年韓国併合により四番目の外地が生ずるに及んで、すべての外地に關する一元的統括機関として、内閣総理大臣の直屬機関として拓殖局が新設されることとなる（明治四三年六月二二日勅令第二七九号）。

⑤ 内務省・外務省（大正二年）——ところが、第一次山本権兵衛内閣が大正二年に行つた行政改革の際に、拓殖局は廃止され（大正二年六月二三日勅令第一二二号）、台湾・樺太・朝鮮の事務は内務省、関東州の事務は外務省に再び返されることとなる。

⑥ 拓殖局（大正六年）——その後、寺内正毅内閣時代の正六年に、再び内閣の外局として拓殖局が復活する（大正六年七月三一日勅令第七三三号）。

⑦ 拓殖事務局（大正一二年）——しかし、加藤友三郎内閣の大正一一年に、拓殖事務局に縮小・簡素化され（大正一二年一月一日勅令第四七六号）、加藤高明内閣の大正一三年には、外局としての地位も廃されて内閣の所属部局の一つにまで後退する（大正一三年二月二〇日勅令第三〇七号）。

⑧ 拓務省（昭和四年）——田中義一内閣の昭和四年には、拓務省が設置され（昭和四年六月一〇日勅令）、五つの外地に關する事務は拓務大臣の監督に服することとなった。

⑨ 対滿事務局（昭和九年）——だが、昭和六年の満州事変勃発から翌昭和七年の満州国建国に伴い、錯綜した満州の統治機構を整理・統合するため、岡田啓介内閣の昭和九年二月二六日、中央機関として内閣総理大臣の直接管理に属する対滿事務局が設

置されて(同日勅令第三四七号)、拓務省の事務のうち関東州の事務は対滿事務局に移管された。なお、このとき現地機関である関東庁についても関東局へと再編された(同日勅令第三四八号)。

⑩ 大東亜省・内務省(昭和一七年)——さらに、太平洋戦争(東条英機内閣の閣議決定による名称は大東亜戦争)開戦の翌年である昭和一七年には大東亜構想に基づいて新たに大東亜省が設置され(昭和一七年一月一日勅令第七〇七号)、拓務省は廃止されて、関東局・南洋庁に関する事務は大東亜占領地域に関する事務とともに大東亜省の所管となり、一方、台湾・樺太・朝鮮に関する事務は内務省の所管となった。なお、このうちの樺太については、すでに触れたように、翌昭和一八年に内地化されて、おおむね北海道と同様の地位に置かれることとなった。

なお、以上の中央機関に関しては、拓殖局「朝鮮台湾関東州及樺太一覽」(拓殖局、一九二二年)、拓殖事務局(編)「植民地便覧(大正九年)」(拓殖事務局、一九二三年)、「同(大正一二年)」(一九二三年)、内閣拓殖局(編)「植民地便覧(大正一三年)」(内閣拓殖局、一九二四年)、「同(昭和四年)」(一九二九年)、拓務大臣官房文書課(編)「拓務要覧(昭和四年)」(一九二九年)、「同(昭和一五年)」(昭和一三年版(一九三九年)までは同課の発行、昭和一四年版(一九四〇年)・昭和一五年版(一九四一年)は日本拓殖協会の発行)参照。また、拓務省が行った法律調査として、「朝鮮、台湾、樺太、関東州及南洋群島三行ハル法律調(昭和六年十一月十日現在調)」(拓務大臣官房文書課、一九三一年)がある。さらに、今日の研究としては、清水秀子「拓務省設置問題」歴史教育一五巻一号(一九六七年)五四頁、加藤聖文「政党内閣確立期における植民地支配体制の模索——拓務省設置問題の考察」東アジア近代史一(一九九八年)三九頁がある。

(19) 日本統治時代の関東州に関しては、関東都督府都督官房文書科「関東都督府統計書(第一・明治三九年)」(関東都督府都督官房文書科、一九〇六年)、「同(第一三・大正七年)」(一九一九年)、「関東都督府大連民政署統計摘要(明治四四年)」(関東都督府大連民政署、一九二二年)、「同(大正元年)」(一九一六年)、溝淵孝雄「関東州ニ於ケル司法(京都法学会法律学経済学研究叢書・第一冊)」(京都法学会、一九二三年)、「関東庁要覧(大正一二年)」(関東長官官房文書課、一九二五年)、「同(昭和九年)」(一九三四年)、「関東庁統計書(第一四・大正八年)」(関東長官官房文書課、一九二〇年)、「同(第二八・昭和八年)」(一九三四年)、「関東庁統計要覧(大正一一年)」(関東長官官房文書課、一九二三年)、「同(昭和八年)」(一九二九年)、「庁勢一斑」(関東庁、一九三〇年)、関東庁(編)「関東庁施政二十年史」(関東庁、一九二六年)……(復刻版)「明治百年史叢書(二二五巻)(二二六巻)」(原書房、一九七四年)、「関東局要覧(昭和一〇年)」(関東局官房文書課、一九三五年)、「同(昭和一六年)」(一九四二年)、関東局(編)「関東局施政三十年史」(関東局、一九三六年)……(復刻版)「明治百年史叢書(二二八巻)(二二九巻)」(関東局(編纂)「関東局統計書(第二九・昭和九年)」(関東局、一九三六年)、「同(第三七・昭和一七年)」(関東局、一九四四年)、関東局(編)「関東局統計要覧(昭和一〇年)」(関東局、一九三六年)、「同(昭和一三年)」(一九四〇年)、外務省条

- 約局法規課（編）『関東州租借地と南滿州鉄道付屬地・前編（『外地法制誌』第六部）』（外務省条約局、一九六六年）……〔復刻版〕
 『外地法制誌（第二卷）』（文生書院、一九九〇年）、『同・中編』（一九八七年）、『同・後編』（一九八七年）……〔復刻版〕『外地法制誌（第六部・第一卷）』『同（第六部・第二卷）』（龍溪書舎、二〇〇四年）。近時の研究として、江夏由樹「関東都督府及び関東庁の土地調査事業について——伝統的土地慣習法を廃棄する試みとその失敗」一橋論叢九七巻三号（一九八七年）三七七頁、松本睦樹「江頭紀代美「長崎大学東南アジア研究所蔵旧植民地関係機関等刊行物について（三）——満州国・関東州編（上）」経営と経済七四巻三号（二〇〇八年）一八一頁、桂川光正①「関東州阿片制度の制定と中国商人——関東州の統治を巡る一考察」史林九二巻二号（二〇〇八年）三五五頁、同②「関東州阿片令制定をめぐる一考察」大阪産業大学人間環境論集九号（二〇一〇年）一頁、山田美香「関東州における少年犯罪——人間文化研究（名古屋市立大学）一〇号（二〇〇八年）一二五頁、大沢武彦「国立公文書館における日本の中国調査資料の紹介——内閣文庫を中心に」北の丸（国立公文書館）四二号（二〇〇八年）一〇四頁。
 (20) 『関東局施政三十年史』前掲注(19)二三三～三四頁、「関東州租借地と南滿州鉄道付屬地・前編（『外地法制誌』第六部）」前掲注(19)一六八頁。
 (21) 『司法省職員録（昭和一八年一月一日現在）』（法曹会、一九四三年）五八三頁、『同（昭和一九年一月一日現在）』（法曹会、一九四四年）六二三頁。
 (22) なお、同社刊行の書籍としては、上記のほかに、長谷部正平『銀行業務に関する法律問題の解釈と判例』（法律時報社、一九二八年）、池内正信（編纂）『川畑源一郎（校閲）『関東州司法令類集』（法律時報社、序・一九四〇年）がある。
 (23) たとえば昭和六年だけでも、三二一四号一八頁、三二九八号一八頁、三三〇九号一九頁に記事がある。
 (24) 高等法院『朝鮮司法提要（大正四年版）』（高等法院書記課、一九一五年）『司法協会（編纂）』同（昭和一九年版）（司法協会、一九四四年）、萩原彦三①『日本統治下における朝鮮の法制』友邦シリーズ一四号（一九六九年）、同②『朝鮮総督府官制とその行政機構』友邦シリーズ第一五号（一九六九年）……〔復刻版〕財団法人友邦会（編）『朝鮮近代資料研究——友邦シリーズ（第六巻・政治・法律ほか）』（クレス出版、二〇〇一年）、外務省条約局法規課（編）『制令（『外地法制誌』第四部の二）（一九七一年）……〔復刻版〕『外地法制誌（第七巻）』『同（第八巻）』『同（第九巻）』（文生書院、一九九〇年）のほか、近時の研究として、鈴木敬夫①「治安法による植民地支配——戦前朝鮮における統治法の一側面（一）』（四・完）札幌学院法学四巻二号（一九八八年）三頁、五巻一号三頁、二号（一九八九年）四二頁、六巻一号（一九九〇年）五一頁、同②「戦前朝鮮における高等法院等による植民地統治法の解釈と適用に関する実証的研究」文部省科学研究費補助金（一般研究（C））研究成果報告書・（課題番号 01520008、一九八九～一九九〇年）、同③「植民地治安法の適用——朝鮮高等法院刑事判決録を中心として（一・未完）」札幌学院法学八巻一

号(一九九一年)八五頁、許祥洙(講演) 韓国の裁判制度——裁判所の組織と権限を中心として」比較法学(早大)三〇巻一号(一九九六年)一三二頁、金祥珠①「朝鮮高等法院とその裁判例」書齋の窓四八九号(一九九九年)二〇頁、同②「梅謙次郎と朝鮮高等法院——日韓司法交流の始まり」法の支配一三七号(二〇〇五年)六二頁、同③「韓国法事情(18) 韓国法の歴史(その2) 梅謙次郎の京城滞在」国際商事法務三〇巻四号(二〇〇二年)五六六頁、同④「朝鮮高等法院の判事がみた朝鮮の親族・相続慣習——序論的考察」名古屋大学法政論集二二七号(加藤雅信教授退職記念論文集、二〇〇八年)八四五頁、同⑤「韓国法事情(98) 朝鮮高等法院判決録のハングル翻訳について」国際商事法務三六巻一二号(二〇〇八年)一六六八頁、同⑥「韓国法事情(100) 朝鮮高等法院の最後の判決」国際商事法務三七巻二二号(二〇〇九年)二六二頁、同⑦「韓国法事情(123) 朝鮮高等法院の裁判官について——高橋隆二のこと」国際商事法務三九巻一号(二〇一一年)一三六頁、同⑧「朝鮮高等法院の判例の再評価——不動産の信託的譲渡を中心に」南山法學三四巻三・四号(二〇一一年)一五七頁、李英美①「朝鮮統監府における法務補佐官制度と慣行調査事業——梅謙次郎と小田幹治郎を中心に(一)」(五・完)法學志林九八巻一号(二〇〇一年)一九三頁、四号一二七頁、九九巻二号一九七頁、三号(二〇〇二年)一八三頁、四号一三二頁、同②「韓国近代戸籍関連法規の制定及び改正過程——『民籍法』を中心に」東洋文化研究(学習院大)六号(二〇〇四年)一頁、同③「韓国における民事慣習の成文化過程——協議上の離婚を中心に」東洋文化研究(学習院大)七号(二〇〇五年)三四九頁、同④「韓国近代離婚慣習法の定立過程——協議上の離婚を中心に」東洋文化研究(学習院大)八号(二〇〇六年)一〇三頁、高翔龍「韓国法」(信山社、二〇〇七年)。なお、とりわけ家族法関係に関しては、すでに戦前より多数の業績がある。切山篤太郎「春沢得一(共編)『朝鮮親族相続慣習類纂(第二版)』(巖松堂書店、一九二二年)、馬場社(編纂)『朝鮮親族相続慣習法綜攬』(大阪屋号書店、一九二六年)、吉武繁「朝鮮親族相続法要論」(巖松堂書店、一九三二年)……(第二版)一九三七年、南雲幸吉(編纂)『現行朝鮮親族法類集』(大阪屋号書店、一九三五年)、藤田東三①「朝鮮親族法——主として朝鮮高等法院判例を中心としての考察(一)」(六・巻)「法學協会雑誌四八巻八号(一九三〇年)五二頁、一〇号一二九頁、四九巻四号(一九三二年)一二九頁、六号七三頁、一二号一〇三頁、五〇巻二号(一九三三年)五五頁、同②「朝鮮親統法(朝鮮親屬法統篇)——主として朝鮮高等法院判例を中心としての考察」京城帝国大学法文學會第一部論文集第五冊『法學論纂』(刀江書院、一九三二年)一一七頁……(①・②合冊書籍化)藤田東三「朝鮮親族法相続法——主として朝鮮高等法院判例を中心としての考察」(大阪屋号書店、一九三三年)、有地亨①「朝鮮婚姻法の近代化」社会科学研究二号(昭和二三年)七六頁、同②「朝鮮の養子制度」穂積重遠先生追悼論文集『家族法の諸問題』(有斐閣、一九五二年)二七九頁、岡崎まゆみ①「韓国における植民地期朝鮮家族法に関する近年の研究動向——鄭肯植著『植民地期慣習法の形成と韓国家族法』を中心に」明治大学大学院法學研究論集三三三号(二〇一〇年)二三一頁、同②「植民地期朝鮮における『親族集團』の法的地位に関する一考察——『朝鮮高等法院民事判決録』の分析を中心に」明治大学大学院法學研究論集三四号(二〇一一年)二九三

頁。

(25) 官脇梅吉（弁護士）「朝鮮司法制度の改革」法律新聞七五一号（一九一一年）五頁によれば、統監府時代に日本と同様の裁判機構の導入を積極的に推進したのは伊藤博文であったが、「彼の大袈裟なる司法制度が、旧韓国の爾余の制度と余りに不釣合なりしが為め、併合と同時に異常なる改革が司法制度に付き断行せらるべしとは、何人も当然に期待したる所」という。

(26) なお、「朝鮮人」の表記は、原典（同規則一条一項二号・三号）の文言を転記したものであることをお断りしておく。以下同様。

(27) 朝鮮総督府法務局『朝鮮司法一覽（昭和一八年版）』（奥付なし）六八〜六九頁「一八、公証人、弁護士、執達吏職務取扱及司法書士員数表（各年末現在）」より抜粋・作表。

(28) 「全鮮弁護士大会詳報」法律新聞三三四二号（一九三一年）一七頁。なお、同記事によれば「全鮮弁護士大会は昭和二年六月初めて京城に開かれ第三回まで京城で開催されたが、昭和五年度に平壤にて催され本会の第五回目を見たのである。全鮮弁護士大会は大正十五年四月大邱主催の朝鮮弁護士大会に於て全鮮弁護士大会開催の議が提唱せられ今日を見たので今回は云はば発祥地であり意義深い大会が催されたのである」という。

(29) 金・前掲注(24)⑤参照。

(30) 金・前掲注(24)⑤一六六八頁。

(31) 日本の委任統治時代の南洋群島に関しては、南洋庁『南洋庁広報』一号（一九二三年）〜六五号（一九二五年）……〔復刻版〕『南洋庁広報』（ゆまに書房、二〇〇九年）、南洋協会南洋群島支部（編）『委任統治地域南洋群島事情（大正一四年版）』（南洋庁、一九二六年）〜『同（昭和四年版）』（一九三二年）、南洋庁『南洋群島現勢要覧（大正一五年一月）』（南洋庁、一九二六年）〜『同（昭和五年）』（一九三〇年）、南洋庁『南洋群島要覧（昭和七年版）』（南洋庁、一九三二年）〜『同（昭和一八年版）』（一九四三年）、南洋庁長官官房（編）『南洋庁施政十年史』（南洋庁長官官房、一九三二年）……〔復刻版〕『二〇世紀日本のアジア関係重要研究資料三』単行図書資料（第五巻）（龍溪書舎、一九九九年）、南洋庁『南洋庁統計年鑑（第一回）』（南洋庁、一九三三年）〜南洋庁内務部企画課『南洋庁統計年鑑（第九回・昭和一四年）』（南洋庁内務部企画課、一九四一年）、三上英雄「南洋の近況」法律新聞三九二二号（一九三五年）一九頁、南洋庁長官官房文書課（編）『南洋庁法令類聚』（内閣印刷局、一九三八年）、南洋拓殖株式会社『南洋叢書（第一輯）』（南洋拓殖株式会社調査課、一九三八年）、四宮和夫・中川善之助「法理研究会記事 南洋群島の母系社会」法学協会雑誌五六卷一―号（一九三八年）二二―四六頁、中川善之助「南洋群島の裁判」法律時報一〇卷一―号（一九三八年）一七頁、南洋庁（編）『南洋群島々民旧慣調査報告書』（南洋庁、一九三九年）、海軍省（編）『海軍制度沿革（巻三）』（海軍大臣官房、一九三九年）一五七〇頁……〔復刻版〕『海軍制度沿革（巻三・II）』（原書房、一九七一年）、上原轍三郎

『殖民地として観たる南洋群島の研究』(南洋文化協会、一九四〇年、外務省条約局法規課(編)『委任統治領南洋群島・前編』(外地法制誌「第五部」)(外務省条約局、一九六二年)・『同・後編』(一九六三年)……(復刻版)『外地法制誌(第一〇巻)』(第一巻)』(文生書院、一九九〇年)、吉久明宏『南洋関係諸団体刊行物目録』(一)南洋庁編『アジア・アフリカ資料通報二〇巻八号(一九八二年)二二頁、屋比久守』福園宣子『旧南洋群島関係資料所在について』沖繩教育委員会史料編集室紀要二八号(二〇〇三年)六九頁、財団法人沖繩県文化振興会公文書管理部資料編輯室(編集)『沖繩県史(資料編一七・旧南洋群島関係資料・近代五)』(沖繩県教育委員会、二〇〇三年)、山岡永知『パラオ共和国における司法制度の発展』日本法学会七巻一号(二〇〇六年)七六頁、千住一『日本による南洋群島統治に関する研究動向』日本植民地研究一八号(二〇〇六年)五一頁、高村聰史『南洋庁の支配形態』歴史と地理六一〇号(二〇〇七年)三九頁、永田憲史『南洋群島の刑事司法制度』関西大学法学論集六一巻四号(二〇一一年)一一六頁。

(32) 中川・前掲注(31)二七頁。

(33) 『委任統治領南洋群島・前編』(外地法制誌「第五部」前掲注(31)一四五頁

(34) ①民事に関しては、『日本帝国司法省民事統計年報(第四九・大正二二年)』(司法省民事局、一九二五年)『大日本帝国司法省民事統計年報(第六七・昭和一六年)』(司法省調査部、一九四三年)の「民事統計要旨」中「I 大審院」の上告事件(抗告および選挙に関する特別訴訟を含まない)・「II 控訴院」の控訴事件(上告・抗告・特別訴訟を含まない)・「III 地方裁判所」の第一審訴訟事件(控訴・抗告・非訟・小作調停・破産を含まない)、区裁判所の第一審訴訟事件(和解・督促・戸籍に関する抗告・強制執行・破産・和議・非訟・借地借家調停・商事調停・金銭債務臨時調停を含まない)の終局事件数、②刑事に関しては、『日本帝国司法省刑事統計年報(第四九・大正二二年)』(司法省刑事局、一九二五年)『大日本帝国司法省刑事統計年報(第六八・昭和一七年)』の「刑事統計要旨」中「第一審」「上訴・控訴・上告」の終局数(抗告・再審を含まない)を転記した。なお、①民事に関して、『大日本帝国司法省民事統計年報』の昭和一七年版(第六八)は、発刊されていないようである。

(35) 『台湾總督府統計書(第二七・大正二二年)』(台湾總督府官房調査課、一九一五年)『同(第四六・昭和一七年)』(台湾總督府、一九四四年)の「裁判及登記」の項中「民事訴訟第一審受理及処理事件数」(調停・和解を含まない)、「民事訴訟第二審受理及処理事件数」、「民事訴訟第三審受理及処理事件数」、「刑事訴訟第一審受理及処理事件数」(特別故障・特別事件を含まない)、「刑事訴訟第二審受理及処理事件数」、「刑事訴訟第三審受理及処理事件数」の処理数を転記した。

(36) 『関東庁統計書(第一八・大正二二年)』(関東長官官房文書課、一九一四年)『関東局統計書(第三七・昭和一七年)』(関東局、一九四三年)の「裁判」の項中「高等法院民事事件数」「高等法院刑事事件数」、「地方法院民事事件数」「地方法院刑事事件数」(抗告・再審を含まない)の既済事件数を転記した。

- (37) 『朝鮮総督府統計年報（大正二二年）第六編（裁判登記及供託・監獄）』（朝鮮総督府、一九一五年）『朝鮮総督府統計年報（昭和一七年）』（朝鮮総督府、一九四四年）「裁判・登記・供託」の「民事第一審訴訟事件件数」「民事第二審訴訟事件件数」「民事第三審訴訟事件件数」（抗告・和解・督促等を含まない）、「刑事第一審事件件数」「刑事第二審事件件数」「刑事第三審事件件数」。
- (38) 『南洋庁施政十年史』前掲注31）二二七～二二八頁、昭和六年に關しては、『南洋群島要覽（昭和七年版）』前掲注31）二一六七～一六八頁の統計と重複していることから、両者を対照することにより、『南洋庁施政十年史』の数字が、地方法院・高等法院の事件数を合算したものであることが分かる。なお、昭和一二年単年の数字に關しては、中川・前掲注31）三〇〇～三二一頁が、『南洋群島要覽（昭和一二年版）』掲載の統計を転記している。
- (39) 『南洋群島要覽（昭和七年版）』前掲注（31）一六五頁。
- (40) 『南洋群島要覽（昭和一〇年版）』前掲注（31）一五一頁。
- (41) 燐鉱石は、南洋群島の重要な鉱物資源であり、再傭船契約に関する著名判例である大判昭和三年一〇月三日民集七卷八二七頁も、南洋群島ノラ島からニューキャッスルまでの燐鉱石の運送契約をめぐる事件であった。〔本件評釈〕小町谷操三①・法学志林三一巻二二二号（一九二九年）二二七頁、同②『判例民法（昭和三年度）』（有斐閣、一九三〇年）（八〇事件）三九七頁、烏賀陽然良・法学論叢（京大）二二巻四号（一九二九年）五七九頁、水口吉蔵・法律論叢（明治大）八巻四号（一九二九年）四七七頁、野津務・法学新報四〇巻一号（一九三〇年）一三七頁、窪田宏①『海事判例百選』（別冊ジュリスト一五号、一九六七年）七四頁、同②『運輸判例百選』（別冊ジュリスト三四号、一九七一年）一六頁、同③『海事判例百選（増補版）』（別冊ジュリスト四二号、一九七三年）七四頁、同④『商法（保険・海商）判例百選』（別冊ジュリスト五五号、一九七七年）一四〇頁。
- (42) 『本件評釈』法律時報八巻二二二号（一九三六）七八頁、下山四郎・民商法雜誌三巻二二二号（一九三六年）三八〇頁、山中康雄『判例民法（昭和一〇年度）』（有斐閣、一九三六年）（九六事件）三三八頁。
- (43) 山中・前掲注（42）三八四頁。
- (44) 『本件評釈』菊井維大『判例民法（昭和一八～二二年度）』（有斐閣、一九五五年）（昭和一九年度五事件）一六頁。
- (45) 『本件評釈』堀竹学・法学研究（慶大）七八巻二二二号（二〇〇五年）八五頁、山本桂一・法学協会雜誌七四巻三三三号（一九五七年）三四四頁。
- (46) 『本件評釈』田尾桃二①・ジュリスト五七〇号（一九七四年）七七頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇（昭和四九年度）』（法曹会、一九七七年）（三四事件）二九八頁、小山昇・判例タイムズ三一四号（一九七五年）一一三頁、谷口知平・判例評論一九三三号（判例時報七六五号、一九七五年）三二頁、上野泰男・大阪市大法学雜誌二二巻三三三号（一九七五年）四三六頁、池田糸男・法学研究（北海学園大）一〇巻二二二号（一九七五年）五〇九頁、早川登・名城法学二五巻一〇号（一九七五年）六三頁、吉村徳重・民商法雜誌七

- 二巻四号（一九七五年）六七五頁、白井久明・法学研究（慶大）四八巻七号（一九七五年）七九一頁、水谷暢『昭和四九年度重要判例解説』（ジュリスト臨時増刊五九〇号、一九七五年）一一三頁、谷口知平・法学セミナー二三六号（一九七五年）一二六頁、稲田龍樹・判例タイムズ三九一号（一九七九年）二五頁、柏木邦良『民事訴訟法判例百選（第二版）』（別冊ジュリスト七九号、一九八二年）二三八頁、東松文夫①『民事訴訟法判例百選Ⅱ』（別冊ジュリスト一一五号、一九九二年）三一六頁、同②『同Ⅱ（新法対応補正版）』（別冊ジュリスト一四六号、一九九八年）三二八頁、猪股孝史『民事訴訟法判例百選（第三版）』（別冊ジュリスト一六九号、二〇〇三年）二七三頁、菱田雄郷『民事訴訟法判例百選（第四版）』（別冊ジュリスト二〇一号、二〇一〇年）一八四頁。
- (47)〔本件評釈〕森泉章・民商法雑誌五七巻五号（一九六八年）一二三頁、山本正憲・岡山大学法経学会雑誌一七巻四号（一九六八年）一八三頁、星野英一・法学協会雑誌八五巻四号（一九六八年）一七一頁、中川淳・法学セミナー一七六号（一九七〇年）一一三頁、坂井芳雄『最高裁判所判例解説民事篇（昭和四二年度）』（法曹会、一九六八年）（三三三事件）一七六頁、前田正昭『家族法判例百選（新版）』（別冊ジュリスト四〇号、一九七三年）二五二頁、前田正昭『家族法判例百選（新版・増補）』（別冊ジュリスト四〇号、一九七五年）二五二頁、石川恒夫『家族法判例百選（第三版）』（別冊ジュリスト六六号、一九八〇年）二二六頁。
- (48)〔本件評釈〕広中俊雄・判例評論五六号（判例時報三二八号、一九六三年）一七頁、沢井裕・民商法雑誌四九巻一号（一九六三年）一二三頁、玉田弘毅・明治大学法制研究所紀要八号（一九六四年）一四七頁、安倍正三『最高裁判所判例解説民事篇（昭和三七年度）』（法曹会、一九六二年）（一二二事件）三九二頁。
- (49) その七条二項は、「他ノ訴ヲ前項ノ訴（『婚姻ノ無効ノ訴、其取消ノ訴、離婚ノ訴及ヒ同居ノ訴』ニ併合シ又ハ其反訴トシテ提起スルコトヲ得ス但扶養ノ請求、訴ノ原因タル事実ニ因リテ生シタル損害賠償ノ請求及ヒ民法ノ規定ニ依リ婚姻事件ニ附帯シテ為スコトヲ得ル縁組ノ取消又ハ離縁ノ請求ハ此限ニ在ラス」というものであった。
- (50)〔本件評釈〕小野清一郎・法学協会雑誌六〇巻二号（一九四二年）三三二頁。
- (51)〔本件評釈〕藤尾彰『統刑法判例百選』（別冊ジュリスト三三三号、一九七一年）一三八頁。
- (52) たとえば、大塚仁『河上和雄』佐藤文哉『古田佑紀（編）『大コンメンタール刑法（第二版）（第六巻）』（青林書院、一九九九年）「七七条」（鈴木亨子）二二三頁。

〔追記〕

本稿執筆に際しては、九州大学の同僚である西英昭准教授（東洋法制史、中国・台湾法）、韓相熙准教授（国際法、韓国法）より、専門領域に関して懇切丁寧なご指導をいただいた。また、現在『朝鮮高等法院判決録』の

復刻作業を進めておられる雄松堂書店の宮下すずか氏・柚木正徳氏からは、詳細な情報提供を頂戴した。記して感謝の意を表したい。